

福岡県宿泊税検討委員会
報告書（案）

令和 5 年 9 月

福岡県宿泊税検討委員会

目次

1	はじめに	1
2	福岡県の観光を取り巻く状況	2
3	福岡県宿泊税条例の施行状況	14
4	税制度のあり方	27
5	おわりに	33

【参考】

- 福岡県宿泊税検討委員会 委員名簿
- 福岡県宿泊税検討委員会 開催実績
- 宿泊事業者を対象とした宿泊税に関するアンケート調査結果

1 はじめに

(1) 宿泊税導入の経緯

観光は、産業の裾野が非常に広く、大きな経済波及効果を創出するものであり、人口減少、少子高齢化が進む中、観光振興に取り組むことにより、交流人口を拡大し、消費と雇用を生み出すことは、地方創生の観点からも、非常に重要な取組である。

福岡県では、さらなる観光需要の増加に向けて、福岡県が果たすべき役割、取り組むべき施策、施策を推進するために必要となる財源確保策を検討するため、2018(H30)年に「福岡県観光振興財源検討会議」が設置された。

同会議から県に対して、観光振興財源として宿泊税の導入が適当である旨の提言がなされ、県は福岡県宿泊税条例を制定し、2020(R2)年4月から宿泊税を導入した。

(2) 福岡県宿泊税検討委員会について

福岡県宿泊税条例は、附則第6条において、「条例の施行後3年を経過した場合において、社会経済情勢等の変化等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとし、その後においても、5年ごとに同様の検討を行うものとする」としている。

条例の施行から3年が経過したことから、附則第6条に基づく検討を行うため、2023(R5)年4月に学識経験者や観光業関係団体代表者などで構成される福岡県宿泊税検討委員会が設置された。

本委員会では、条例施行後の福岡県の観光を取り巻く状況や、条例の施行状況、税制度のあり方について議論してきた。

検討の対象となる3年間は、コロナ禍という特殊な状況下であり、条例の施行状況は当初の想定どおりにはいかなかった点があるものの、納税者である宿泊客や、事業者の声も聴きながら、可能な限りの検討を尽くし、検討の結果をここに報告書としてとりまとめた。

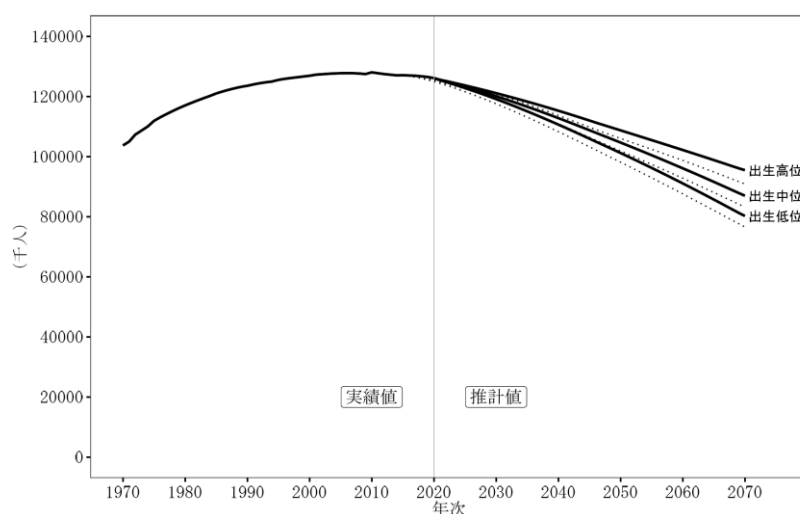
2 福岡県の観光を取り巻く状況

(1) 社会経済情勢

①日本の人口減少

日本の人口は、2020(R2)年時点では1億2,615万人であったが、国立社会保障・人口問題研究所によれば、2050年には1億469万人(2020年比▲17.1%)、2070年には8,700万人(2020年比▲31.1%)に減少すると予測されている(※出生中位・死亡中位での推計)(資料1)。

[資料1：将来人口の推計]



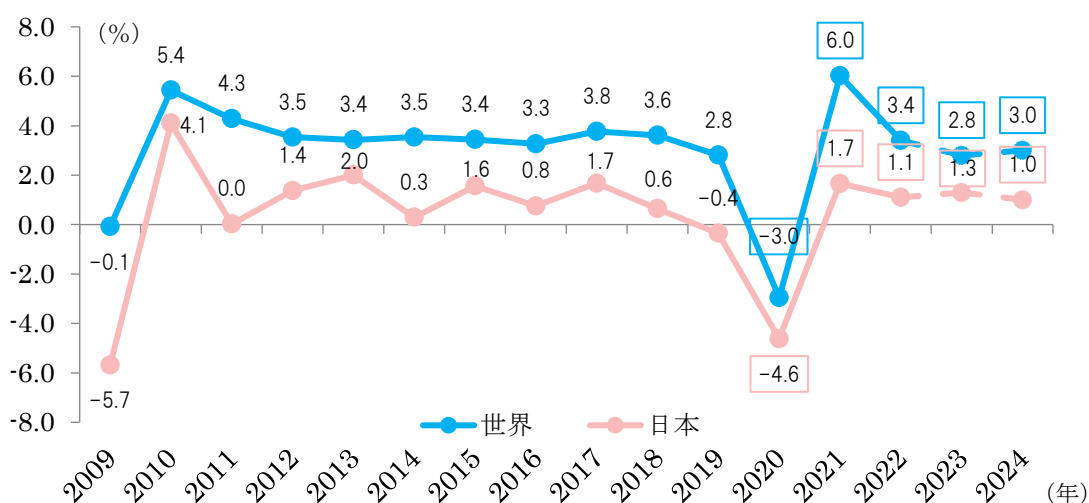
出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年度推計）
※破線は前回（2018(H30)年）の推計

②世界と日本の経済成長

新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）の影響により、2020(R2)年の世界経済と日本の成長率はともにマイナスとなったが、2021(R3)年・2022(R4)年の世界経済と日本の成長率はともにプラスに転じた。

国際通貨基金（IMF）によれば、2023(R5)年・2024(R6)年もプラス成長と予測されている（資料2）。

[資料 2 : 世界経済の成長率の推移と見通し]



(注) 表中、単位は前年比、%。2023~2024年はIMF予想。
 出典：2009年~2021年…令和3年度福岡県中小企業振興基本計画年次報告（IMF「IMF World Economic Outlook Database October 2022」より作成）、2022年~2024年… IMF「IMF World Economic Outlook Apr.2023」より作成

③国、福岡県における観光の位置づけ

国は、「観光立国推進基本計画」（2023（R5）年3月閣議決定）において、「人口が減り、少子高齢化が進む中、ウィズコロナ・ポストコロナにおいても、観光を通じた国内外との交流人口の拡大の重要性に変わりはなく、観光は今後とも成長戦略の柱、地域活性化の切り札である。」としている。

福岡県においても、「福岡県総合計画」（2022（R4）年3月発行）や「第二次福岡県観光振興指針」（2020（R2）年3月発行）において、観光を地方創生の観点から重要であると位置付けている。

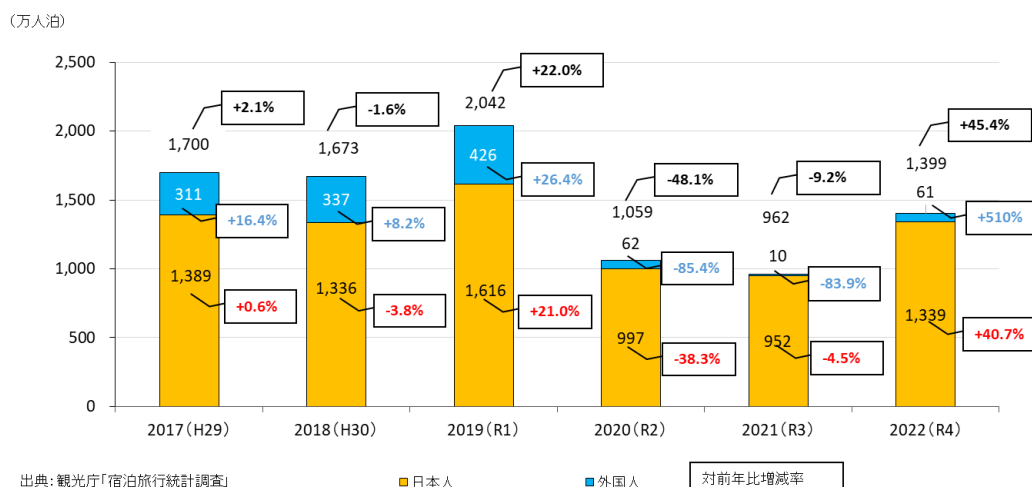
(2) 福岡県における観光の現状と課題

①福岡県の延べ宿泊者数の状況

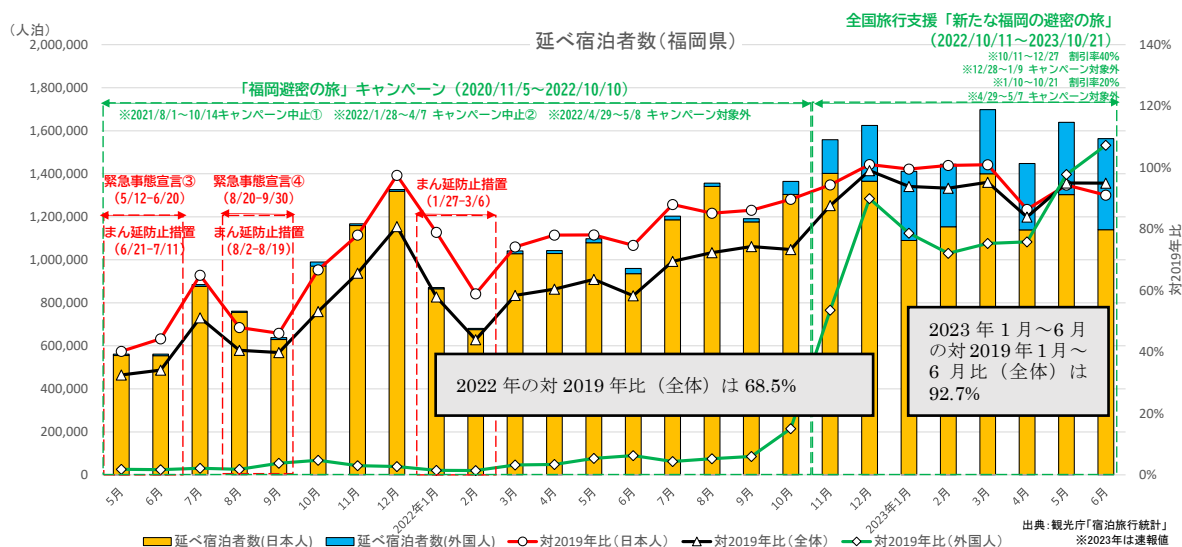
福岡県の延べ宿泊者数は、2019（R1）年に2,042万人泊となり、初めて2,000万人泊を突破したが、2020（R2）年はコロナの影響により2019（R1）年の48.1%減、2021（R3）年は2019（R1）年の52.9%減となった（資料3-1）。

2022（R4）年は、同年10月の国の水際措置の大幅緩和後、外国人延べ宿泊者数の増加もあり、2019（R1）年の70%近くまで回復している。2023（R5）年の1月~6月は、2019（R1）年比で90%を超える水準まで回復している（資料3-2）。

[資料 3-1：本県における延べ宿泊者数の推移（年別）]



[資料 3-2：本県における延べ宿泊者数の推移（月別）]



②福岡県の客室稼働率の状況

本県の旅館業法許可施設における2019(R1)年の客室稼働率は71.7%で、東京都79.5%、大阪府79.0%に次いで全国3位と非常に高い水準であったが、2020(R2)年は35.9%で20位、2021(R3)年は34.3%で35位、2022年は46.8%で23位と低水準にある(資料4-1・4-2)。

コロナ禍の2020(R2)年～2022(R4)年は、コロナ前と比較すると、全ての宿泊施設タイプにおいて客室稼働率が低下している。特にビジネスホテル、シティホテルの落ち込みが大きく、コロナ禍でのWeb会議の浸透などによるものと考えられる。

2023 (R5) 年は、1 月～6 月の状況を見ると、国の水際措置の大幅緩和に伴う外国人宿泊者の増加や全国旅行支援などの効果により、客室稼働率は 60% を超える水準まで回復し、全国順位も 2019 (R1) 年と同水準まで回復しているものの、ビジネスホテル、シティホテルはコロナ前の客室稼働率まで回復するには至っていない（資料 4-3）。宿泊施設の全般的な傾向として、人員不足により十分な対応ができず、予約を制限せざるを得ないといった機会損失が生じていることも原因の一つと考えられる。

[資料 4-1：客室稼働率の推移（2019 年における上位 10 都府県）]

	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
全国	61.2%	62.7%	34.3%	34.3%	46.6%
東京都	80.0%	79.5%	33.6%	36.0%	52.8%
大阪府	79.6%	79.0%	27.8%	26.7%	44.2%
福岡県	72.2%	71.7%	35.9%	34.3%	46.8%
千葉県	68.6%	70.6%	36.5%	36.5%	52.7%
神奈川県	65.6%	70.4%	42.8%	41.9%	50.8%
埼玉県	65.4%	70.2%	44.8%	43.7%	54.5%
広島県	66.2%	69.3%	40.8%	38.2%	50.9%
愛知県	70.1%	68.8%	36.8%	38.2%	49.6%
京都府	64.7%	66.3%	27.6%	24.4%	41.1%
沖縄県	63.7%	64.7%	30.2%	25.2%	42.2%

出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」

[資料 4-2：客室稼働率の推移（2019 年～2022 年）（都道府県別順位・宿泊施設タイプ別）]

(単位：%、位)

	2019 (R1)		2020 (R2)		2021 (R3)		2022 (R4)	
	稼働率	順位	稼働率	順位	稼働率	順位	稼働率	順位
全国	62.7		34.3		34.3		46.6	
旅館	39.6		25.0		22.8		33.1	
リゾートホテル	58.5	-	30.0	-	27.3	-	43.4	-
ビジネスホテル	75.8		42.8		44.3		56.7	
シティホテル	79.5		34.1		33.6		50.1	
簡易宿所	33.4		15.5		16.6		21.2	
福岡県	71.7	3	35.9	20	34.3	35	46.8	23
旅館	30.7	41	19.4	39	19.9	38	25.1	43
リゾートホテル	44.4	38	21.0	43	19.3	43	28.4	46
ビジネスホテル	79.5	7	39.0	40	37.4	43	50.4	41
シティホテル	80.2	6	41.0	23	39.8	27	58	17
簡易宿所	40.2	7	15.6	13	12.9	25	22.5	10

出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」

[資料 4-3：客室稼働率の推移（2023 年 1 月～6 月）（都道府県別順位・宿泊施設タイプ別）]

(単位：%、位)

	2023(R5)											
	1月		2月		3月		4月		5月		6月	
	稼働率	順位	稼働率	順位	稼働率	順位	稼働率	順位	稼働率	順位	稼働率	順位
全国	46.3		53.4		57.3		55.5		56.6		55.6	
旅館	29.2		33.9		38.2		32.7		37.9		34.0	
リゾートホテル	42.7		50.6		54.0		47.7		50.4		49.5	
ビジネスホテル	56.5	-	64.8	-	69.1	-	68.5	-	68.6	-	68.4	-
シティホテル	56.3		65.8		70.9		67.7		67.8		68.3	
簡易宿所	18.5		20.1		23.9		23.3		26.5		22.1	
福岡県	56.1	2	64.2	2	66.2	2	61.0	6	61.9	4	62.1	5
旅館	22.3	42	23.8	42	25.5	45	23.6	42	25.2	46	23.0	44
リゾートホテル	43.0	13	58.1	6	65.2	6	51.0	16	52.9	22	63.2	3
ビジネスホテル	59.6	9	68.8	6	69.7	19	65.3	25	65.6	26	65.3	24
シティホテル	65.4	3	74.8	4	78.8	6	70.0	17	73.0	8	69.1	10
簡易宿所	44.3	1	45.1	2	54.0	1	33.7	6	47.5	2	54.0	1

出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」（第二次速報値）

③福岡県の旅行消費額の状況

福岡県の旅行消費額は、2019(R1)年に約1兆円（うち日本人約8,000億円、外国人約2,000億円）となったが、コロナの影響により2020(R2)年は2,979億円（日本人のみ）、2021(R3)年は2,692億円（日本人のみ）、2022(R4)年は5,519億円（日本人のみ）となった（資料5）。

[資料 5：本県における旅行消費額の推移]

	2018年(H30)	2019年(R1)	2020年(R2)	2021年(R3)	2022年(R4)
合計	9,253億円	9,934億円	※ -	※ -	※ -
(日本人)	(7,231億円)	(7,996億円)	(2,979億円)	(2,692億円)	(5,519億円)
(外国人)	(2,022億円)	(1,938億円)	※ -	※ -	※ -

(※) 2020年(R2)以降の旅行消費額は日本人のみ（外国人は調査を中止しているため不明）

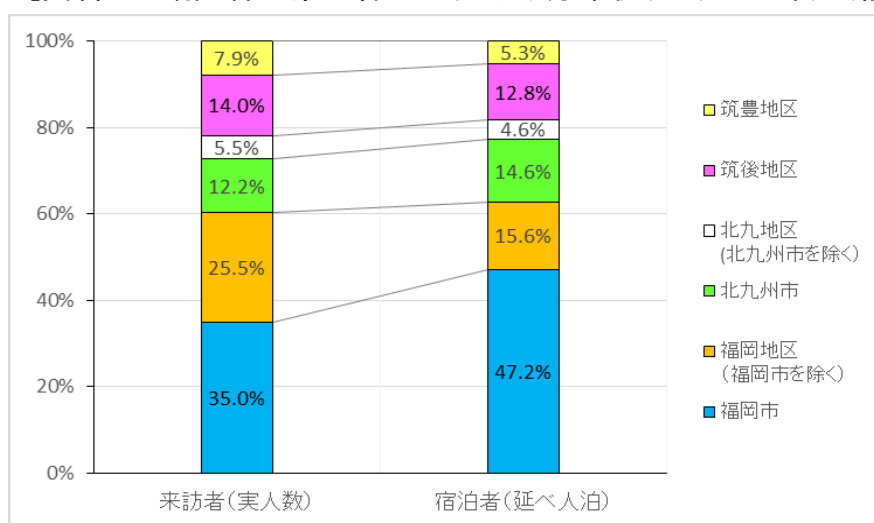
【出典】観光庁「訪日外国人消費動向調査」及び法務省「出入国管理統計」を基に福岡県算出

④観光客の県内各地の分布状況

県内の観光客の分布状況を地区別で見ると、2021(R3)年の来訪者については福岡地区60.5%（福岡市35.0%、福岡市を除く福岡地区25.5%）と北九州地区17.7%（北九州市12.2%、北九州市を除く北九州地区5.5%）の両地区で78.2%を占めている。

また、2021(R3)年の宿泊者についても、福岡地区62.8%（福岡市47.2%、福岡市を除く福岡地区15.6%）と北九州地区19.2%（北九州市14.6%、北九州市を除く北九州地区4.6%）の両地区で82.0%を占めている（資料6）。

[資料6：観光客の県内各地における分布状況（2021年）（福岡県）]



出典：「モバイル空間統計」による福岡県観光ビッグデータ調査
 （2022年度福岡県「旅行者の周遊等の状況に関する調査」対象期間：2021.1.1～12.31）

⑤福岡県への入国外国人数の状況

福岡県への入国外国人数は、2018(H30)年には初の300万人越えとなる約328万人となったが、2019(R1)年は、日韓情勢の変化などの影響もあり、約285万人まで減少した。2020(R2)年以降はコロナによる水際措置の影響によりほぼ皆減状態となった。

2022(R4)年10月の水際措置の大幅緩和後は回復傾向が見られ、2023(R5)年7月（速報値）は、2019(R1)年同月比の92%となり、完全にコロナ前まで回復しているとまでは言えないものの、着実に回復に向かっている（資料7-1）。

UNWTO（国連世界観光機関）によれば、2023(R5)年の国際観光客数の見込みは、楽観的なシナリオ1では2019(R1)年の95%、景気減速などのマイナス要因を加味したシナリオ2でも80%まで回復すると予測されている（資料7-2）。

[資料 7-1 : 外国人入国者の推移及び構成比 (福岡県)]

国籍・地域	(万人)					対2019年比 伸長率	構成比	参考: 月別外国人入国者数(万人)		
	2018年 (H30)	2019年 (R1)	2020年 (R2)	2021年 (R3)	2022年 (R4)			2019年 7月	2023年 6月	2023年 7月
合計	328	285	33	0.6	40	-86%	100%	26	23	24
通常入国	270	235	29	0.6	40	-83%	100%	21	22	24
(主な内訳)										
韓国	171	122	12	0.2	26	-79%	65%	11	13	-*
中国	22	23	3	0	0	-99%	1%	2	0.5	-*
台湾	33	35	5	0	3	-93%	6%	3	3	-*
香港	20	22	3	0	2	-91%	5%	2	3	-*
東南アジア	13	20	4	0.3	7	-63%	18%	2	2	-*
ヨーロッパ	4	5	0.6	0	0.4	-92%	1%	0.5	0.1	-*
米国	3	3	0	0	0.4	-86%	1%	0.2	0.3	-*
オーストラリア	1	1	0.1	0	0.1	-89%	0%	0.1	0.1	-*
クルーズ船	58	49	4	0	0	-100%	0%	5	0.2	-*

出典: 法務省「出入国管理統計」
※未公表ため集計不可

[資料 7-2 : 2023 (R5) 年における国際観光客数の回復シナリオ]



資料: UNWTO (国連世界観光機関) 資料 (2023年 (令和5年) 1月時点) に基づき観光庁作成。
出典: 令和5年版観光白書

⑥世界から見た福岡県の認知度

世界から見た福岡県の認知度は、アジアにおいては比較的高いものの、欧米豪における認知度は京都、大阪、広島といった西日本の主要都市に比べて低い状況にある（資料8）。

[資料8：日本の観光地認知度]

認知度	全体	アジア	欧米豪
東京	58%	64%	47%
京都	47%	58%	27%
大阪	51%	63%	28%
広島	35%	38%	29%
福岡	25%	34%	6%
長崎	27%	31%	18%

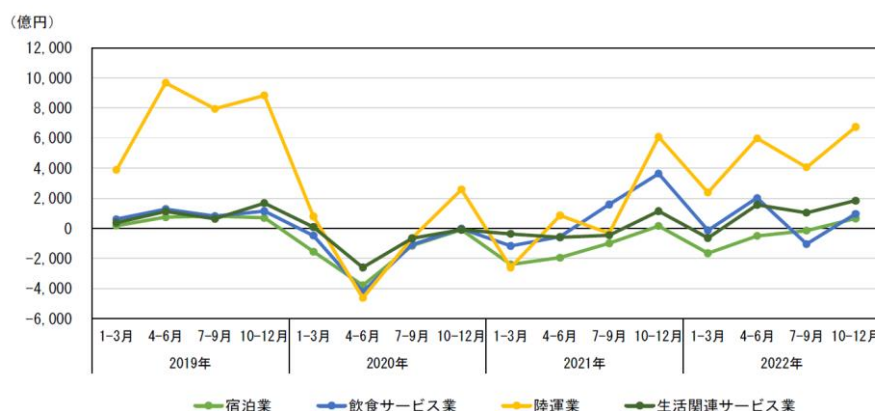
資料：日本政策投資銀行・日本交通公社「アジア・欧米豪 訪日外国人旅行者の意向調査(2022年度版)」に基づき福岡県作成。

⑦観光関連産業の経営状況

全国における観光関連産業の経常利益は、コロナによる行動制限などの影響により、2020(R2)年以降はマイナス基調にあったものの、行動制限の緩和や全国旅行支援などにより、2022(R4)年10-12月には宿泊業を含む全ての業種がプラスに転じるなど、回復の兆しが見られる（資料9-1）。

一方で、コロナ禍における事業継続のための借入金により、2020(R2)年から2021(R3)年にかけて、宿泊業の負債比率が急激に増加するなど、観光関連産業の経営は依然として厳しい状況が続いている（資料9-2）。

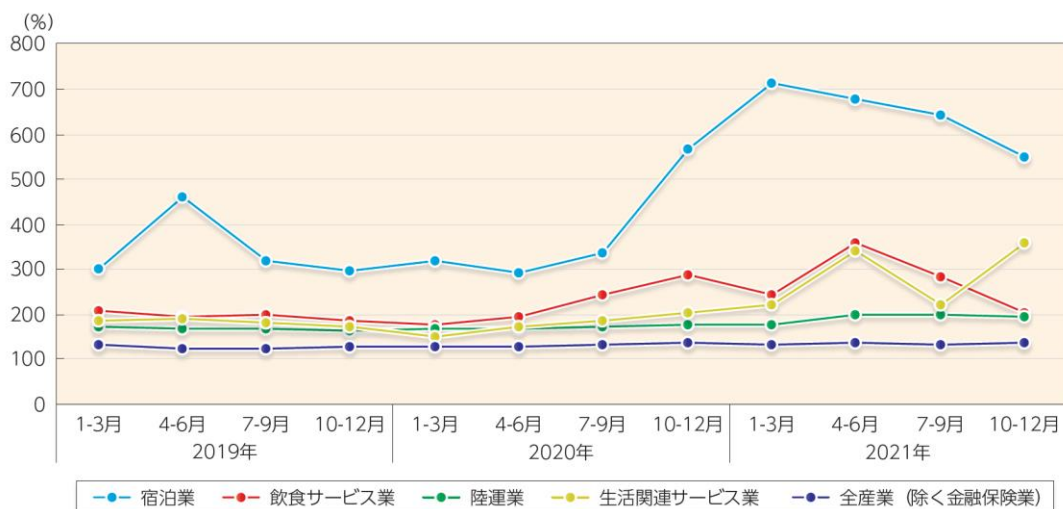
[資料9-1：観光関連産業の経常利益の状況（2019年～2022年）（全国）]



資料：財務省「法人企業統計調査」

出典：令和5年版観光白書

[資料 9-2：観光関連産業の負債比率の状況（2019年～2021年）（全国）]



資料：財務省「法人企業統計調査」

出典：令和4年版観光白書

⑧宿泊業の労働生産性と雇用状況

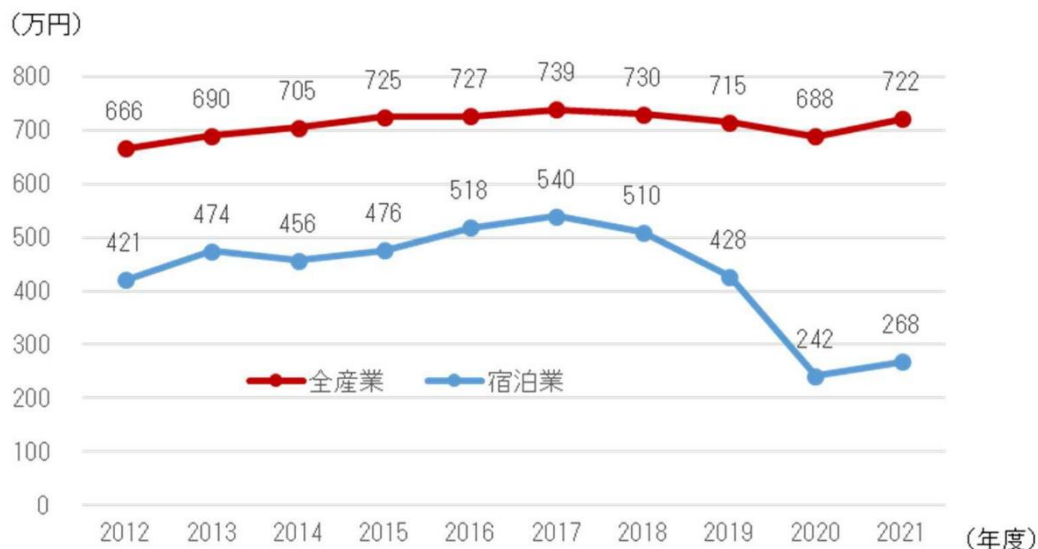
観光需要が回復に向かう中、宿泊業においては、生産性の低さや人員不足といったコロナ感染拡大前からの構造的課題が一層顕在化している（資料 10-1・10-2）。

日本では、旅行需要の季節変動が大きいいため、需要拡大期に短期の雇用を増加させ接客等に対応する形態もみられる。このような雇用の波動性は、労働者の知識・スキルの継続的な蓄積による労働生産性向上の制約要因になっている可能性がある。なお、コロナ禍の2020(R2)年・2021(R3)年は、宿泊客が激減した一方で、事業者の企業努力に加え、国や県の支援金などの活用により雇用を守った結果、労働生産性は一時的に大きく減少したと考えられる。

また、宿泊業の賃金（年間賃金総支給額）は、全産業の平均を下回っており（資料 10-3）、人員不足の原因となっていると考えられる。

福岡県においては、コロナ以降の入職率－離職率は全国と比べて下回っている状況が続いており（資料 10-4）、福岡県が実施した宿泊事業者向けアンケート調査においても、人員不足という意見が多く寄せられている。

[資料 10-1：労働生産性の推移（全産業、宿泊業）（全国）]

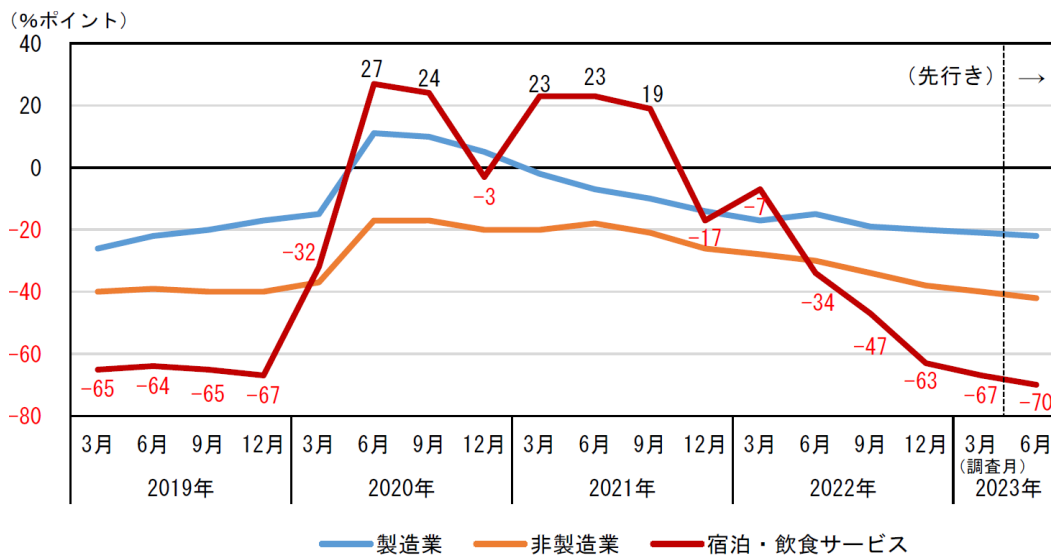


資料：財務省「法人企業統計調査」に基づき観光庁作成。

注1：労働生産性は付加価値額÷期中平均従業員数から算出。全産業は、金融保険業を除く値。

出典：令和5年版観光白書

[資料 10-2：企業の雇用人員判断D. I. の推移（全国）]

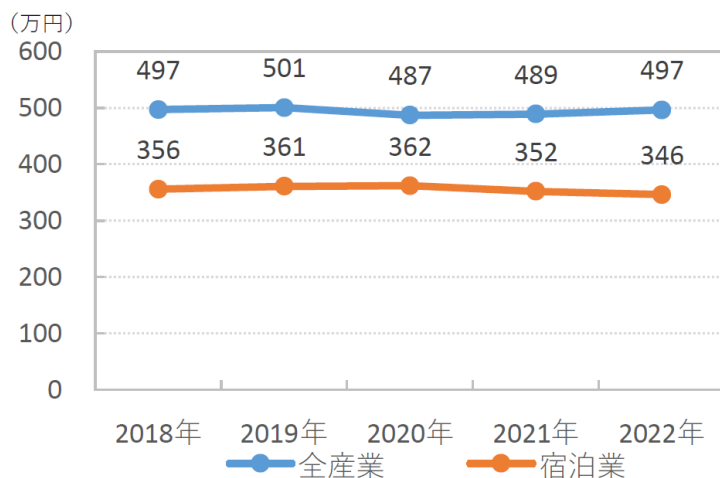


資料：日本銀行「全国企業短期経済観測調査（短観）」に基づき観光庁作成。

注1：雇用人員判断 D.I.（「過剰」－「不足」）。全国ベース。2023年（令和5年）6月の先行きは2023年（令和5年）3月時点の回答。

出典：令和5年版観光白書

[資料 10-3：賃金（年間賃金総支給額）の推移（全産業、宿泊業）（全国）]



資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」に基づき観光庁作成。

注1：賃金＝一般労働者のきまって支給する現金給与額×12＋年間賞与その他特別給与額から算出。

注2：2020年（令和2年）から有効回答率を考慮した推計方法に変更。

出典：令和5年版観光白書

[資料 10-4：入職率、離職率の推移（宿泊業・飲食サービス業）（全国・福岡県）]

	全国			福岡県		
	入職率	離職率	入職率-離職率	入職率	離職率	入職率-離職率
2015(H27)	32.5%	28.5%	4.0%	61.3%	32.9%	28.4%
2016(H28)	32.1%	30.1%	2.0%	16.8%	45.8%	-29.0%
2017(H29)	33.2%	29.8%	3.4%	19.6%	18.9%	0.7%
2018(H30)	29.3%	26.9%	2.4%	15.2%	29.8%	-14.6%
2019(R1)	36.3%	33.6%	2.7%	93.0%	59.3%	33.7%
2020(R2)	26.3%	26.9%	-0.6%	9.9%	14.6%	-4.7%
2021(R3)	23.8%	25.6%	-1.8%	8.2%	18.1%	-9.9%

資料：厚生労働省「雇用動向調査」に基づき福岡県作成

※入(離)職率の算出方法

$$\text{入(離)職率} = \frac{\text{入(離)職者数}}{\text{1月1日現在の常用労働者数}} \times 100(\%)$$

⑨県内の観光関連事業者が抱える課題

福岡県が実施した宿泊事業者へのアンケートによると、2023(R5)年1月～5月の収益が2019(R1)年同期と比較してマイナスと回答した事業者は、回答のあった事業者の約1/3となっている。マイナスの要因としては、「光熱水費・食料品の高騰」、「人員不足」、「インバウンドの減」、「人件費の高騰」、「修学旅行の減」、「ビジネス客の減」といった回答がなされている。また、経営状況の好転に必要な行政からの支援については、「閑散期の宿泊助成」、「受入環境整

備の支援」、「人材確保の支援」、「インバウンドの誘客促進」、「電気代に対する補助」、「宿泊客の多い福岡市以外の地域の支援」といった回答がなされている。

福岡県が実施した飲食店の受入対応強化事業に参加した飲食店へのアンケートによると、「国内・海外ともに観光客を集客したい」といった観光客の受入に意欲がある一方で、観光客受入の課題として、「多言語対応」、「宗教上の食べられない物への対応」、「集客方法」といった意見が寄せられている。

交通事業者からは、「少子高齢化や人口減少による利用者減に加え、コロナの影響や原油価格の高騰もあり、経営環境は非常に厳しい。」、「減退する域内消費を観光客で補填・上積みしていくことが重要。」といった声が聞かれる。また、サイクルツーリズムを商機と捉える交通事業者からは、「本格的な需要開拓が課題。行政にはサイクルツーリズムの機運醸成に取り組んでほしい。」といった意見が寄せられている。

(3) まとめ

コロナにより福岡県の延べ宿泊者数や旅行消費額が大きく減少するなど、宿泊業をはじめ県の観光産業は大きな打撃を受けた。2020年から2021年にかけて、事業継続のための借入金により、全国の宿泊業の負債比率が急激に増加するなど厳しい状況が続いている。

一方で、2022(R4)年10月の国の水際措置の大幅緩和後、インバウンドに回復傾向が見られ、UNWTO(国連世界観光機関)によれば、2023(R5)年の国際観光客数は、コロナ前の2019(R1)年を少し下回る程度まで回復すると予測されている。

福岡県が今後回復する観光需要を取り込むためには、県の認知度を高めるための戦略的なプロモーションや生産性の向上を図る中でのおもてなしの追求、客観的なデータに基づくターゲティングの強化に加え、福岡市などの都市部に集中している来訪者及び宿泊者を県内各地へ周遊させる取り組みが求められる。

また、観光需要が回復に向かう中、宿泊業をはじめとする観光産業は、全国的に見て生産性の低さや人員不足といったコロナ感染拡大前からの積年の構造的な課題が一層顕在化している。

人口が減り、少子高齢化が進む中、コロナ禍を経てもなお、観光は成長戦略の柱、地域活性化の切り札であり、地域の雇用を支える重要な産業であることから、福岡県には観光産業を一層強化し、観光振興を図ることで、地域の観光消費額を向上させ、地域活性化につなげることが求められる。

3 福岡県宿泊税条例の施行状況

(1) 宿泊税制度の概要

福岡県では、福岡県宿泊税条例（2019(R1)年7月成立、2020(R2)年4月1日施行）に基づき、観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、法定外目的税として宿泊者に宿泊税を課税している。

納税義務者は、県内に所在する①旅館業法に規定する旅館業（旅館・ホテル営業・簡易宿所営業）、②国家戦略特別区域法に規定する認定事業（特区民泊）、③住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業（新法民泊）に係る施設の宿泊者である。

税率は、宿泊者一人一泊につき200円であるが、北九州市、福岡市内はそれぞれ特例により下記の税率となる。

〈北九州市内の特例〉

税率	参考(内訳)	
	県税率	市税率
200円	50円	150円

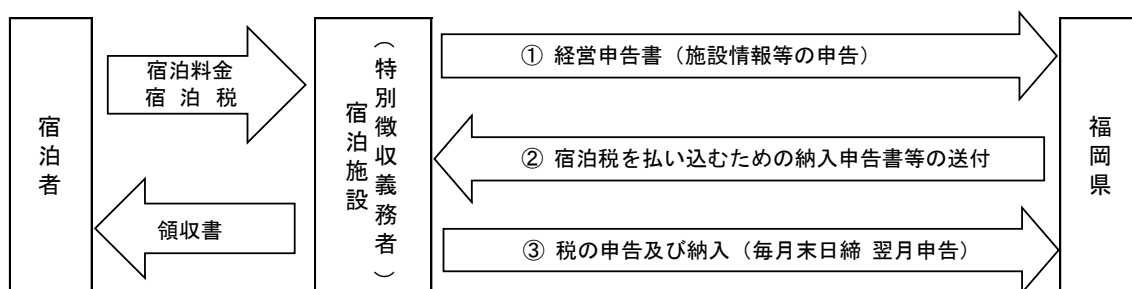
〈福岡市内の特例〉

宿泊料金	税率	参考(内訳)	
		県税率	市税率
2万円未満	200円	50円	150円
2万円以上	500円	50円	450円

※宿泊事業者の負担軽減を図るため、宿泊事業者は北九州市、福岡市に県税分も併せて申告納入

なお、宿泊税は特別徴収の方法によって徴収するものとし、特別徴収義務者は、旅館業、認定事業（特区民泊）又は住宅宿泊事業（新法民泊）に係る施設の経営者（宿泊事業者）となっている。

〈申告納入フロー図〉



○北九州市、福岡市については、両市が県税分も併せて徴収

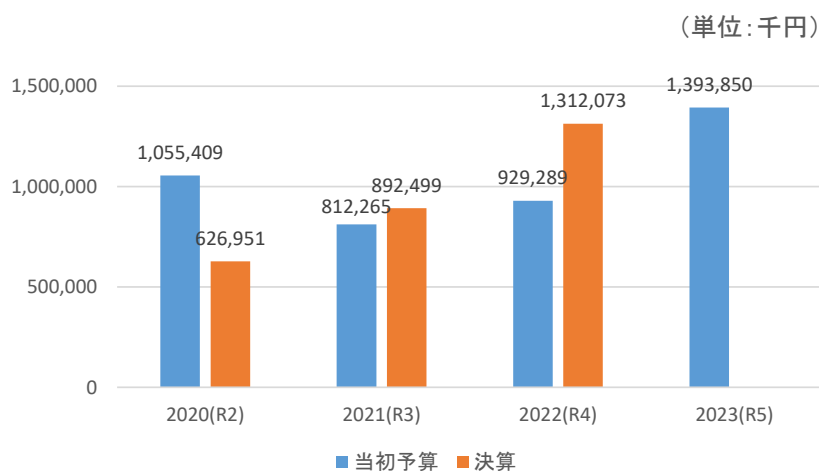
また、福岡県宿泊税条例に基づき、条例の施行から3年経過後、社会経済情勢等の変化等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされている。（その後においても、5年ごとに同様の検討を行う）。

(2) 宿泊税収及び宿泊税基金残高の推移

① 宿泊税収の推移

宿泊税収は、コロナの拡大により、2020(R2)年度は当初の見込み（当初予算約10.1億円）を大きく下回り、約6億円にとどまる一方、2021(R3)年度は約9億円まで回復し、2022(R4)年度は約13億円、2023(R5)年度は約14億円が見込まれる（資料11）。

[資料11：宿泊税収の推移（福岡県）]



※2022(R4)年度の決算は見込額

② 宿泊税基金残高の推移

宿泊税基金残高は、2020(R2)年度に税収が当初の見込を大きく下回る一方、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「コロナ臨時交付金」という。※）を最大限活用してコロナ禍における観光振興に取り組んだ結果、2020(R2)年度末残高は約2億4,300万円となった。

2021(R3)年度、2022(R4)年度は、コロナの影響が不透明な中、税収が当初の見込みを上回ったことにより、2022(R4)年度末の基金残高は約7億5,800万円の見込みである。2023(R5)年度は、コロナ禍を乗り越え、本県観光の本格的な復興を目指し、2024(R6)年春の福岡・大分デスティネーションキャンペーン（※）に向けた取組を強力に推進することなどにより、2023(R5)年度末の基金残高は約1億500万円の見込みである（資料12）。

※コロナ臨時交付金…新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止とともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じて、きめ細やかに必要な事業を実施できるよう国が創設した交付金

※デスティネーションキャンペーン…JR6社と地元自治体等が共同で実施する国内最大級の観光誘客キャンペーン

[資料 12：宿泊税基金残高の推移（福岡県）]

(単位：千円)

		2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)
基金 積立額 a-b+c	税込(a)	626,951	892,499	1,312,073	1,393,850
	賦課徴収 経費(b)	122,524	53,278	77,329	82,970
	基金 運用益(c)	0	103	84	110
		504,427	839,324	1,234,828	1,310,990
基金取崩額	261,777	762,913	795,574	1,964,387	
基金残高	242,650	319,061	758,315	104,918	

※2020年度、2021年度は決算額。2022年度は決算見込額。2023年度は当初予算額と前年度(2022年度)からの繰越額の合算値

(3) 宿泊税充当事業の概要

①税充当の考え方

宿泊税は、観光振興という特定の目的の実現のために課す「法定外目的税」であることを踏まえ、観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充当している。

具体的には、第2次福岡県観光振興指針の考え方に沿って、(1)受入環境の充実、(2)観光資源の魅力向上、(3)効果的な情報発信、(4)観光振興の体制強化、(5)市町村への財政的支援に充当している。

なお、宿泊税が新たな財源確保策として導入されたものであることを踏まえ、新たな施策、あるいは既存施策の拡充に充当している(2018(H30)年11月の「福岡県観光振興財源検討会議報告書」に基づく)。

②税充当事業の概要

2020(R2)年度は、コロナ臨時交付金を最大限活用した結果、宿泊税の活用は限定的となっている。

2021(R3)年度および2022(R4)年度は、旅行者の満足度や利便性向上のため、宿泊事業者が行うバリアフリー化や多言語案内などの受入対応強化に対する支援や、福岡市などの都市部に集中している旅行者に県内各地の魅力を発信するため、新たな観光エリアの創出・プロモーションなどに取り組んだ(資料13)。

[資料 13 : 税充当事業総括表 (福岡県)]

(単位:千円)

	2020(R2)		2021(R3)		2022(R4)		主な事業
	事業費	うち宿泊税	事業費	うち宿泊税	事業費	うち宿泊税	
(1)受入環境の充実	22,848	14,046	534,803	371,360	63,479	63,479	○宿泊事業者が行う受入対応強化を支援 ○宿泊事業者が行う生産性向上の取組みを支援
(2)観光資源の魅力向上	31,669	16,288	160,500	88,143	227,569	175,144	○統一したテーマ設定による資源開発と商品造成を支援 ○サイクルツーリズムを推進
(3)効果的な情報発信	10,348	5,246	84,895	43,149	302,156	236,636	○福岡・大分デスティネーションキャンペーンに向けた取組を推進 ○インバウンド回復に向けたデジタルプロモーションを実施
(4)観光振興体制の強化	18,982	9,782	34,880	24,524	85,055	85,055	○県内各地域の観光を支える人材を育成 ○観光団体のDMO化を加速
(5)市町村への財政的支援	216,415	216,415	235,737	235,737	235,260	235,260	○福岡県宿泊税交付金を県内市町村に交付
合計	300,262	261,777	1,050,815	762,913	913,519	795,574	

※2020年度、2021年度は決算額。2022年度は決算見込額

(4) 主な税充当事業の実績と効果

福岡県では、第2次福岡県観光振興指針の考え方に沿って、①受入環境の充実、②観光資源の魅力向上、③効果的な情報発信、④観光振興の体制強化、⑤市町村への財政的支援に宿泊税を充当している。

2020(R2)年度から2022(R4)年度までの3年間の①～⑤ごとの主な税充当事業の実績と効果は、以下のとおりである。

①受入環境の充実

福岡県では、全ての旅行者が快適に旅行を楽しめる環境の整備に取り組んでいる。2020(R2)年度から2022(R4)年度の3年間は、主に宿泊事業者が行うバリアフリー化や多言語案内などの受入対応強化の支援や、宿泊事業者が行う生産性向上の取組みの支援、外国人旅行者向け災害対応マニュアルの策定などに取り組んだ。

宿泊事業者が行う受入対応強化の支援については、両政令市を除く県内の宿泊施設799施設の約1/4の212施設が県の支援メニューを活用した。受入対応強化の支援に対する宿泊事業者の声として、「風呂、トイレのバリアフリー化に関して大変好評。特にお風呂が良くなったことで、予約が増えたと感じる」、「ワーケーションスペースは長期滞在客に好評」、「Wi-Fi整備は外国人宿泊客の方に好評」などが寄せられている。

また、生産性向上の取組みの支援に対する宿泊事業者の声として、「スマートフォンから予約可能なシステムを導入し、フロント業務を効率化したことで、新たなサービスや企画に業務時間を割くことができるようになった」、「風呂を増設したことで、宿泊者数が増加するとともに、お客様の浴場待ち時間が減ったことで、案内するスタッフの労働時間が短くなり、人件費も削減できた」、「客室リノベーションにより、販売単価がアップし、売上げの向上が見込めるようになった」などが寄せられている。

【受入対応強化支援の例】

折りたたみ式の簡易スロープの設置



※資料協力：亀乃屋

デジタルサイネージの設置



※資料協力：大観荘

【生産性向上にかかる支援の例】

ロボット掃除機の導入（業務効率化）



※資料協力：清乃屋

客室リノベーション（売上向上）



※資料協力：エンナンホテル久留米

②観光資源の魅力向上

福岡県では、旅行者がより楽しく過ごせるように食や歴史、文化等の福岡県ならではの魅力ある観光資源の発掘、磨き上げ、活用に取り組むとともに、サイクリングをはじめとしたアクティビティ、農林漁業体験等と観光を組み合わせた体験、交流、滞在型の観光振興を推進している。

福岡県ならではの魅力ある観光資源の発掘、磨き上げとしては、県内6地域に設定した広域観光エリアにおいて、各エリアの強みを活かしながら、他地域との差別化を図るための“尖った”観光テーマを設定し、観光客のニーズに沿った体験プログラムの磨き上げ等を行い、「食べる、遊ぶ、泊まる」を一体的に楽しめる本県の新たな“観光の核”となる地域づくりを推進している。加えて、広域観光エリアにおける体験プログラム開発や受入環境整備、観光消費促進に関する事業を実施する観光関連事業者への支援や、古民家や自然景観とアクティビティを組み合わせたグランピング等の新規整備又は改修を実施する宿泊事業者の支援に取り組んだ。

体験プログラムの利用者からは、プログラムに満足した声が聞かれるとともに、事業者からはエリアの活気を実感する声や、今後の展開に期待する声が聞かれた。

【広域観光エリアの概要】

エリア (テーマ)	主な体験プログラムの利用者や事業者の声
筑前玄海エリア (イカのまち)	<p><イカ王国筑前玄海イカフェア></p> <p>【利用者】イカスミを使ったバーガーが斬新かつ美味しかった。</p> <p>【事業者】イカフェアがマスメディアに取り上げられるなど、注目を集めた。今後もイカのまちの定着に向けてイカフェアを実施してほしい。</p>
八女・筑後・広川エリア (クラフトのまち)	<p><オリジナルブレンド八女茶づくり></p> <p>【利用者】自分好みの八女茶を作ることができて楽しかった。</p> <p>【事業者】職人との対話を通じた濃密な時間が利用者の満足につながっていると感じる。</p>
飯塚・嘉麻・桂川エリア (エネルギーの源があるまち～ココロとカラダの健康～)	<p><シャワークライミング></p> <p>【利用者】シャワークライミングは初挑戦だったが、ガイド付きのため安心して楽しむことができた。</p> <p>【事業者】SNSを契機に県外から多くの方が参加するようになり、台湾からのツアーも多く催行されるなど、地域が活気づいてきたと感じる。</p>
京築エリア (神楽の里・鬼すごい京築)	<p><森林セラピー></p> <p>【利用者】鬼の石段などのパワースポット巡りは非日常感があって面白かった。</p> <p>【事業者】体験プログラムを通じて地域の魅力を再発見し、旅行商品として評価されるものがあると認識できた。</p>
久留米・うきは・朝倉エリア (ヘルス&ビューティーのまち)	<p><椿オイルクリームづくり></p> <p>【利用者】上質な椿オイルを使ったクリームなので、使うのが楽しみ。</p> <p>【事業者】福岡市などの都市部からの周遊の受け皿としての素地ができつつあると感じる。</p>
日田彦山線 BRT ひこぼしライン沿線エリア (ものづくりと修験の文化が息づくまち)	<p><キャンプ飯></p> <p>【利用者】自分が釣ったヤマメや原木椎茸を使ったご飯がとても美味しかった。</p> <p>【事業者】ひこぼしラインとの相乗効果を生むための2次交通の充実が今後の課題である。</p>

【体験プログラムの例】

筑前玄海エリア



イカ王国筑前玄海イカフェア

八女・筑後・広川エリア



オリジナルフレンド八女茶づくり

飯塚・嘉麻・桂川エリア



アドベンチャーチャレンジ

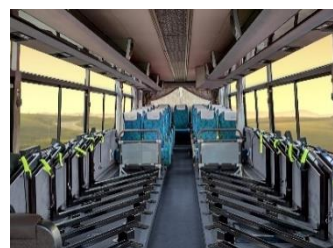
体験、交流、滞在型の観光振興としては、サイクルツーリズムを推進するため、広域サイクリングルート（※）の整備や、台湾からのサイクリスト誘客、サイクルツーリズムを通じた新たな旅行需要を創出するための事業開発支援に取り組んだ。事業開発支援を利用した交通事業者からは、「ツール・ド・九州をはじめ、九州でサイクルツーリズムの機運が高まる中、県の補助制度は事業化の一助となった。」などの意見が寄せられている。

※国内外からサイクリストを誘客するため、県内に10の広域モデルルートを設定

【矢羽根型路面標示】



【西鉄サイクルバス「サイクルカーゴ」】



③効果的な情報発信

福岡県では、デジタル媒体を活用したプロモーションを推進するとともに、各地域と連携して造成した広域観光ルート等をターゲットに合わせて情報発信を行っている。

デジタル媒体を活用したプロモーションとしては、ウェブサイト「じゃらん遊び・体験」内に、6つの広域観光エリアのテーマや特色、エリア内で体験できるプログラムの情報をワンストップで提供できる特設ページ「新しい『ふくおかあそび』」を開設したほか、海外の旅行会社向けにメタバースを活用したオンライン観光説明会を実施した。

また、日本最大級の観光キャンペーンである「JRデスティネーションキャンペーン」の2024(R6)年春の開催地として、福岡県と大分県が共同で採択さ

れたことを受け、福岡・大分デスティネーションキャンペーンに向けた取組を進めている。

【メタバースを活用したオンライン観光説明会】



【福岡・大分デスティネーションキャンペーンロゴマーク】



④観光振興の体制強化

福岡県では、観光まちづくりに取り組む団体や観光関連事業者の人材育成や、日本版 DMO（※）の登録を目指す観光協会等の機能強化の支援に取り組んでいる。

人材育成としては、多様化する観光ニーズに対応する人材を育成し、観光客が安心・快適に旅行できる環境を整備するための研修を実施した。研修に参加した飲食店からは、「インターネット集客術はとても参考になり、お客さんが来てくれるようになった。」、「インバウンド回復に向けての多言語対応やメニュー表記について、具体的な方法を聞くことができ大変参考になった。」などの意見が寄せられている。

観光協会等の機能強化支援としては、DMO 本登録に必要な専門人材の育成講座の実施や、DMO 登録要件等に関する相談・指導を行うワンストップ支援窓口の設置に取り組んだ。DMO 本登録に必要な専門人材の育成講座に参加した観光協会からは、「観光データやデジタルプロモーションの基礎知識・手法を習得することができた。」などの意見が寄せられている。

DMO の登録に向けて県が支援した団体数は 10 団体であり、うち 8 団体が登録 DMO、1 団体が候補 DMO となっている。

※DMO…地域の多様な関係者を巻き込みつつ、データに基づく戦略策定等科学的アプローチを取り入れた観光地域づくりを行う舵取り役となる法人

【DMO 本登録に向けた専門人材育成研修の様子】



【DMO 登録要件等に関するワンストップ支援窓口の様子】



⑤市町村への財政的支援（福岡県宿泊税交付金）

福岡県では、県全体の観光の底上げを図る観点から、市町村がそれぞれの地域の現状と課題を踏まえ、創意工夫を凝らした観光振興施策を実施できるよう、宿泊税を活用して市町村に対する財政的支援（福岡県宿泊税交付金の交付）を行っている。

【福岡県宿泊税交付金の制度概要】

交付対象者	県内市町村（独自に宿泊税を課す市町村を除く）												
交付対象事業	<p>① 令和2年度以降新たにまたは拡充して実施する観光振興事業</p> <p>② ①の事業のうち、令和3年度以降に継続して実施する事業</p> <p>③ ①または②の事業を実施するため、基金に積み立てる事業（基金積立年度の翌々年度末までに実施する事業に限る）</p> <p>※ 基金積立年度の翌々年度末に基金残高が生じる場合は、県へ返還</p>												
配分基準	<p>ア. 宿泊者数による配分と、宿泊者の一定割合が宿泊地以外の県内他地域を訪問していることから、イ. 旅行者数による配分を行う。</p> <p>①配分項目のウェイト</p> <p>宿泊者の2割が宿泊市町村以外の県内他市町村を訪問している分析結果（観光ビッグデータ調査（※））に基づき、次のとおりとする。</p> <p>※株式会社ドコモ・インサイトマーケティング「モバイル空間統計」を活用した動態調査</p> <table border="1" data-bbox="614 1189 1243 1339"> <thead> <tr> <th>配分項目</th> <th>ウェイト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア. 宿泊者数</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>イ. 旅行者数</td> <td>20%</td> </tr> </tbody> </table> <p>②配分項目の指標</p> <p>同一基準で客観的に分析できる指標として、以下の指標を用いる。</p> <table border="1" data-bbox="614 1471 1243 1668"> <thead> <tr> <th>配分項目</th> <th>指標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア. 宿泊者数</td> <td>宿泊税実績（調定ベース）</td> </tr> <tr> <td>イ. 旅行者数</td> <td>県が実施した「観光ビッグデータ調査」に基づく市町村ごとの旅行者数</td> </tr> </tbody> </table> <p>③最小交付金額</p> <p>県全体の観光の底上げを図る観点から、最小交付金額は50万円とする。</p>	配分項目	ウェイト	ア. 宿泊者数	80%	イ. 旅行者数	20%	配分項目	指標	ア. 宿泊者数	宿泊税実績（調定ベース）	イ. 旅行者数	県が実施した「観光ビッグデータ調査」に基づく市町村ごとの旅行者数
配分項目	ウェイト												
ア. 宿泊者数	80%												
イ. 旅行者数	20%												
配分項目	指標												
ア. 宿泊者数	宿泊税実績（調定ベース）												
イ. 旅行者数	県が実施した「観光ビッグデータ調査」に基づく市町村ごとの旅行者数												

観光スポットのトイレ整備、駐車場整備、照明設備整備、Wi-Fi環境整備や、集客イベント・キャンペーン等の実施、観光協会におけるインバウンド対応人材の登用などに活用されている。

【活用事例】



キャンプ場のトイレ整備



観光スポットのWi-Fi環境整備



観光案内板の整備

なお、福岡県が市町村向けに実施したアンケート調査によると、「観光振興に取り組むうえでの財源確保の一助になった」、「新たに観光振興に係る取り組みを考えるきっかけになった」、「自治体内での観光振興に対する意識が高まった」といった意見が多く出た。

(5) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の活用状況

福岡県では宿泊税導入当初からコロナ禍に見舞われたため、特に2020(R2)年度は宿泊税収が当初の見込みを下回り、宿泊税を活用した事業は限定的となった。

一方で、コロナにより大きな打撃を受けた観光産業を支援するため、コロナ臨時交付金も宿泊税の代替財源としても最大限活用し、ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた観光振興施策に取り組んだ(資料14・15)。

また、福岡県では、観光庁の補助金などを活用し、「福岡避密の旅観光キャンペーン事業※」を実施するなど、コロナ禍で落ち込んだ観光需要の回復に取り組んだ(資料16)。

※福岡避密の旅観光キャンペーン事業…県内旅行の際の宿泊代や旅行商品代を割引くことで観光需要を喚起

[資料14：コロナ臨時交付金の活用を含めた宿泊税充当事業総括表]

(単位：千円)

	当初予算額+前年度からの繰越額					決算額				
	事業費	財源内訳			その他	事業費	財源内訳			その他
		宿泊税+ 臨交金	宿泊税	臨交金			宿泊税+ 臨交金	宿泊税	臨交金	
2020(R2)	1,189,899	922,534	922,534	0	267,365	584,212	545,727	261,777	283,950	38,485
2021(R3)	1,289,477	1,167,297	754,262	413,035	122,180	1,257,722	1,126,793	762,913	363,880	130,929
2022(R4)	1,106,459	974,733	932,565	42,168	131,726	1,055,905	926,567	849,939	76,628	129,338
合計	3,585,835	3,064,564	2,609,361	455,203	521,271	2,897,839	2,599,087	1,874,629	724,458	298,752

[資料 15 : コロナ臨時交付金の活用により実施した主な事業]

(単位:千円)

年度	事業内容	事業費	うち臨交金
2020(R2)	宿泊事業者が行う受入対応強化に対する支援	135,238	117,618
	県内周遊のためのレンタカー助成	87,804	87,804
	欧米豪市場や中国市場などの幅広い国・地域からの誘客促進	54,073	54,073
	インバウンド向け体験プログラムを組み込んだ旅行商品の造成支援	18,164	18,164
2021(R3)	広域サイクリングルート of 整備	311,714	311,714
2022(R4)	本県を行程に組み込んだ修学旅行へのバス代の一部助成	34,460	34,460

[資料 16 : 「福岡避密の旅」 観光キャンペーンの概要]

	販売期間	利用期間	利用対象者	利用条件	目標人数	助成内容	利用実績
第1弾	R2.11.5(木)～ R3.2.28(日)	R2.11.5(木)～ R4.10.10(月)	全国	ワクチン 接種歴(3 回)また は検査結 果(陰性) の提示 (※2)	10万人	宿泊代金の1/2割引(最大5,000円)	13.8万人
第2弾	R3.6.30(水)～ R3.7.20(火)	R3.7.12(月)～ R4.10.10(月)	県民限定		7万人		2.7万人
第3弾	R3.7.26(月)～ R4.10.10(月)				61万人	①宿泊・旅行代金の1/2割引(最大 5,000円/泊、3,000円/日帰り) ②最大2,000円のクーポン付与	72.3万人
第4弾	R3.12.10(金)～ R4.10.10(月)		九州7県、山 口県居住者 (※1)		200万人	①宿泊・旅行代金の40%割引 (交通付き宿泊商品 最大8,000円/ 泊 宿泊のみ 最大5,000円/泊・回) ②最大3,000円のクーポン付与	134.7万人
新たな福 岡の避密 の旅観光 キャン ペーン	R4.10.11(火)～ R4.12.27(火)		全国		110万人	①宿泊・旅行代金の20%割引 (交通付き宿泊商品 最大5,000円/ 泊 宿泊のみ 最大3,000円/泊・回) ②最大2,000円のクーポン付与	—

※1: 鹿児島県はR4年4月8日から、宮崎県は5月9日から追加

※2: R5年5月8日からは不要

(6) 独自に宿泊税を課税する両政令市との役割分担の状況

①役割分担の内容

福岡県宿泊税条例においては、福岡県観光振興財源検討会議の報告書を踏まえ、市町村が独自に宿泊税を課す場合の県税は100円となっているが、同条例の特例措置として、北九州市および福岡市の両政令市については県税を50円としている。

これは、宿泊税の導入に当たり、両政令市においては大規模な観光地づくりや、外国人観光客を意識した受け入れ環境の充実などに取り組んできた実績があることや、その組織体制も整っていることを踏まえ、県と両政令市がそれぞれ協議を行った結果、観光振興指針の4つの施策体系のうち政令市内における「①受入環境の充実」、および「②観光資源の魅力向上」については、基本的に両政令市が担い、県ではこれらを実施しないこととなったことによる。

なお、県は、県全体の観光の底上げに資する広域観光を推進する観点から、両政令市内においても、観光振興指針の4つの施策体系のうち「③効果的な情報発信」および「④観光振興の体制強化」を実施することとなっている。

②役割分担の状況

県は、広域観光を推進する観点から、「③効果的な情報発信」として、福岡・大分デスティネーションキャンペーンに向けた取組や、インバウンド回復に向けたデジタルプロモーションを実施しており、両政令市も含め県全体の観光の魅力発信に取り組んできた。また、「④観光振興の体制強化」として、両政令市も含め人材育成のための研修や、DMO本登録に必要な専門人材の育成講座の実施、DMO登録要件等に関する相談・指導を行うワンストップ支援窓口の設置に取り組んできた。

なお、北九州市では、持続的な観光振興、九州の玄関口としての機能強化を推進するため、小倉駅観光案内所のリニューアルやデジタルサイネージの設置などによる観光案内機能強化、日本新三大夜景の都市再認定に向けた取組強化や夜景・産業観光等の強みを活かした観光資源の魅力向上などに取り組んできた。

福岡市では、マリンメッセ福岡B館等のMICE施設の整備などによる九州のゲートウェイ都市機能強化のほか、多様な食文化や多言語、キャッシュレス等に対応する店舗の拡充などの大型MICE開催等の集客拡大への対応に取り組んできた。また、宿泊事業者が取り組む生産性向上等への支援や、海辺の観光振興を推進する「Fukuoka East & West Coastプロジェクト」の実施などにより、地域や市民生活と調和した持続可能な観光振興の推進に取り組んできた。

(7) まとめ

福岡県では、宿泊税の導入と同時にコロナに見舞われ、特に初年度の 2020 (R2) 年度は宿泊税収が大きく落ち込み、宿泊税の活用は限定的となった。

一方で、コロナにより大きな打撃を受けた観光産業を支援するため、コロナ臨時交付金も最大限活用し、ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた観光振興施策に取り組むとともに、観光庁の補助金などを活用し、「福岡避密の旅観光キャンペーン事業」を実施するなど、コロナ禍で落ち込んだ観光需要の回復に取り組んだ。

2021 (R3)、2022 (R4) 年度は宿泊税収が回復し、旅行者の満足度や利便性向上のため、宿泊事業者が行うバリアフリー化や多言語案内などの受入対応強化に対する支援や、福岡市などの都市部に集中している旅行者に県内各地の魅力を発信するため、新たな観光エリアの創出・プロモーションに取り組んだ。また、創意工夫を凝らした市町村の観光振興施策を支援するため、市町村に対して福岡県宿泊税交付金を交付するなど、宿泊税を活用して県全体の観光の底上げを図るための様々な観光振興施策を実施した。

宿泊客からは、宿泊事業者が行った受入対応強化に対する事業の効果を実感する声が寄せられるとともに、新たな観光エリアにおける体験プログラムの利用者からは、プログラムに満足した声が寄せられている。県内市町村からは、宿泊税交付金に対して評価する声が寄せられるなど、事業効果については一定程度評価できる。交付を受ける市町村においては、地域の観光を支える事業者の意見も聴きながら、より一層地域の実情に合った施策の展開を期待する。

独自に宿泊税を導入している北九州市と福岡市の両政令市との役割分担については、概ねすみわけができていると考えられる。

今後においても、両政令市と実務協議を密に行うなど、情報やデータを共有し、事業効果を最大限発揮できるよう取り組むべきである。

なお、宿泊事業者からは、「宿泊税の用途や活用方法について知る機会があればよい」、といった意見も寄せられている。今後、県においては、より効果的な広報活動について期待する。

4 税制度のあり方

(1) 現行制度の概要

①納税義務者（課税免除）

<納税義務者>

現行の納税義務者は、福岡県観光振興財源検討会議の報告書を踏まえ、県内に所在する①旅館業法に規定する旅館業（旅館・ホテル営業・簡易宿所営業）、②国家戦略特別区域法に規定する認定事業（特区民泊）、③住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業（新法民泊）に係る施設の宿泊者としている。

また、他の宿泊税導入自治体の多くが、簡易宿所、民泊及び特区民泊の宿泊者を納税義務者としている。

<福岡県観光振興財源検討会議の報告書（抜粋）>

- ① 宿泊客は、宿泊施設の形態に関わらず行政サービスを一定程度享受していることから、簡易宿所、民泊及び特区民泊の宿泊者を納税義務者としなないことは、公平性の観点から適切ではない。
- ② 本検討会議において、「宿泊税を導入する場合、民泊も含め不公平感のない形にしてほしい」という意見が出されている。
- 以上のことから、ホテル、旅館、簡易宿所、民泊、特区民泊の宿泊者を対象とするべきであると考えられる。

<他の宿泊税導入自治体の納税義務者の設定状況>

自治体名	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡市	北九州市	長崎市
宿泊施設の形態	ホテル 旅館	ホテル 旅館 簡易宿所 民泊 特区民泊	ホテル 旅館 簡易宿所 民泊	ホテル 旅館 簡易宿所 民泊	ホテル 旅館 簡易宿所 民泊	ホテル 旅館 簡易宿所 民泊	ホテル 旅館 簡易宿所 民泊 特区民泊	ホテル 旅館 簡易宿所 民泊

<課税免除>

現行制度は、「課税免除の対象については、先行自治体において対応が異なっており、誘客への影響や宿泊事業者等にとっての事務負担等も考慮に入れ、慎重に検討すべきである」という福岡県観光振興財源検討会議の報告書を踏まえ、課税免除制度を導入していない。

また、他の宿泊税導入自治体のうち、京都市、北海道倶知安町および長崎市が修学旅行生などに対する課税を免除している。

<他の宿泊税導入自治体の課税免除制度の導入状況>

自治体名	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡市	北九州市	長崎市
課税免除制度	なし	なし	修学旅行等	なし	修学旅行等	なし	なし	修学旅行等

②免税点

現行制度は、福岡県観光振興財源検討会議の報告書を踏まえ、免税点（一定金額以下は課税の対象とならない場合のその一定金額）を設けていない。

また、他の宿泊税導入自治体の多くが、免税点を設けていない。

<福岡県観光振興財源検討会議の報告書（抜粋）>

- ① 宿泊客が享受する行政サービスの受益の程度は宿泊料金にかかわらず同等であることから、広く課税し公平性を確保することが適当である。
- ② 宿泊客は宿泊以外にも移動や物・サービスの購入等、様々な場面で消費しており、一定の担税力を有すると考えられる。
- 以上のことから、免税点を設けないことが適当であると考えられる。

<他の宿泊税導入自治体の免税点の設定状況>

自治体名	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡市	北九州市	長崎市
免税点	1万円未満	7,000円未満	なし	なし	なし	なし	なし	なし

③税率

<税率区分>

現行制度は、福岡県観光振興財源検討会議の報告書を踏まえ、税率区分を設けず、一律の税率（200円）としている。

なお、他の宿泊税導入自治体の中には、行政需要や担税力等を考慮のうえ、税率区分を設けている自治体もある。

<福岡県観光振興財源検討会議の報告書（抜粋）>

- ① 宿泊客が享受する行政サービスの受益の程度は宿泊料金にかかわらず同等であることから、一律の税率で課税し公平性を確保することが適当である。
- ② 特別徴収義務者となることが想定される宿泊事業者等にとって簡素な制度とすることが望ましい。
- 以上のことから、税率区分を設けず、一律の税率とすることが適当であると考えられる。

<他の宿泊税導入自治体の税率区分の状況>

自治体名	東京都		大阪府		京都市		金沢市		北海道 倶知安町	長崎市	
税率	1万円以上 1万5千円未満	100円	7千円以上 1万5千円未満	100円	2万円未満	200円	2万円未満	200円	1人、1部屋または 1棟の宿泊料金の 2% ※各宿泊施設が宿泊 料金の算定方法に よって選択	1万円未満	100円
			1万5千円以上 2万円未満	200円	2万円以上 5万円未満	500円				1万円以上 2万円未満	200円
	1万5千円以上	200円	2万円以上	300円	5万円以上	1,000円	2万円以上	500円		2万円以上	500円

<税率>

現行制度は、宿泊者一人一泊につき 200 円であるが、独自に宿泊税を課税する両政令市内については、県と両政令市との役割分担に基づき、50 円としている。

宿泊税は、観光振興を図る施策に要する費用に充てるために導入した法定外目的税であることから、制度設計にあたっては、行政需要に見合った税収規模となっているか検討する必要がある。

2023 (R5) 年度当初予算における宿泊税収は、約 14 億円（賦課徴収経費を除くと約 13 億円）で、基金取崩額は約 19 億円。このうち約 6 億円は、福岡・大分デスティネーションキャンペーンに向けた関連経費（2.9 億円）や、閑散期の平日における宿泊助成（3.1 億円）などの臨時的な行政需要であり、これらを除く行政需要については約 13 億円となり、大幅に乖離しているという状況にはない（資料 17）。

また、宿泊税の導入にあたり 2019 (R1) 年に総務大臣の同意を得た際は、宿泊税収を約 15 億円、賦課徴収経費を約 1.3 億円、行政需要を約 13.7 億円と見込んでおり、宿泊税導入時と比べても行政需要の規模に大きな変化は見られない。

[資料 17: 2023 (R5) 年度当初予算における宿泊税充当事業について (福岡県)]

(単位:千円)

	事業費	うち宿泊税	主な事業		
				事業費	うち宿泊税
(1)受入環境の充実	152,575	139,311	○宿泊事業者が行う生産性向上の取組を支援 ○ユニバーサルツーリズムを推進	79,994 18,268	79,994 18,268
(2)観光資源の魅力向上	622,141	609,374	○サイクルツーリズムを推進	225,642	219,800
			○福岡・大分デスティネーションキャンペーンに向けた取組を推進	177,621	177,621
			・市町村が実施する特別イベントの開催を支援 ・複数市町村が連携して実施する観光素材の開発等を支援	(120,000) (57,621)	(120,000) (57,621)
(3)効果的な情報発信	756,415	742,181	○閑散期の平日における県内宿泊への助成	311,928	311,928
			○福岡・大分デスティネーションキャンペーンに向けた取組を推進	116,045	116,045
			・公式ガイドブックの制作やJR・旅行会社とのタイアップキャンペーンを実施 ・DCを活用したインバウンドプロモーションを実施 ○富裕層を対象とした高付加価値・高単価な旅行商品を造成	(86,976) (29,069) 33,610	(86,976) (29,069) 33,610
(4)観光体制の強化	103,974	103,974	○県内各地域の観光を支える人材を育成 ○ハラル・ヴィーガンなど多様な食文化に対応した飲食店の受入環境整備 ○DMOの新規事業創出のための異業種マッチング等を支援	12,228 11,469 10,020	12,228 11,469 10,020
(5)市町村への財政的支援	332,787	332,787	○福岡県宿泊税交付金を県内市町村に交付	332,787	332,787
合計	1,967,892	1,927,627			

④徴収方法

現行制度は、福岡県観光振興財源検討会議の報告書を踏まえ、特別徴収の方法によって徴収するものとし、特別徴収義務者は、旅館業、認定事業（特区民泊）又は住宅宿泊事業（新法民泊）に係る施設の経営者（宿泊事業者）として

いる。
宿泊税を導入している全ての他自治体も、徴収方法を特別徴収とし、特別徴収義務者を宿泊事業者としている。

<福岡県観光振興財源検討会議の報告書（抜粋）>

- ① 全ての宿泊税導入先行自治体において、徴収方法を特別徴収とし、特別徴収義務者を宿泊事業者等としている。
- ② 個々の宿泊者から徴収することは困難であり、宿泊事業者等による特別徴収以外は現実的ではない。
- 以上のことから、徴収方法は特別徴収とし、特別徴収義務者は宿泊事業者等とすることが適当であると考えられる。

なお、県では、宿泊税の特別徴収に係る経費の一部を支援するため、特別徴収義務者に対して宿泊税報償金を交付している。この報償金については、北九州市、福岡市と同様の制度としており、原則として納期限までに申告納入された宿泊税額の2.5%、2020 (R2) 年度から 2024 (R6) 年度までの間は、特例として3%（※）を交付することとなっている。

※2020(R2)年度から6年度までの間は、交付対象期間における全ての申告を電子申告で行い、かつ、納期限までに納入した場合は、さらに0.5%を加算し、3.5%を交付することとなっている

また、宿泊税の申告納入においては、現在「福岡県宿泊税電子申告システム」による電子申告が可能であるが、2023(R5)年10月16日からは、地方税共同機構が運用する「地方税ポータルシステム(eLTAX)」により、電子申告と電子納付の両方が可能となり、インターネットバンキングやクレジット納付も利用できるようになる予定である。

(2) 現行制度に対する宿泊事業者の声

宿泊事業者アンケート調査によると、宿泊税に関する宿泊者の認知度について、約6割が、「知られている」、または「概ね知られている」と回答している。また、宿泊税に関する宿泊客の反応については、約9割が「宿泊税について改めて説明することは少ない」、または「宿泊税について説明を行えば概ね理解してもらえることが多い」と回答している。

一方で、徴税事務で苦勞していることについて、約3割が、宿泊税納入申告書の作成や県への払い込み手続きで苦勞していると回答している。

なお、宿泊事業者アンケートには、銀行窓口に出向く手間がないクレジット等への対応といった払い込み手続きについて改善を求める声や、諸手続の煩雑さと事務負担を理由に宿泊税の廃止を求める声の一部があった。

また、宿泊税導入後、県内の一部の事業者から、修学旅行生やキャンプ場を課税免除の対象にできないかといった要望が寄せられている。

(3) まとめ

コロナの影響で宿泊税収は大きく落ち込んだが、福岡県の観光における現状と課題を踏まえると、コロナ収束後の福岡県の観光振興のあり方を検討するには、安定的かつ継続的な財源が必要であり、宿泊税は引き続き重要な財源であるといえる。

その上で、本委員会では、宿泊税制度のあり方として、①納税義務者(課税免除)、②免税点、③税率について検討を行った。

①納税義務者について、現行制度は、旅館とホテルのみならず、簡易宿所、民泊及び特区民泊の宿泊者を納税義務者としている。宿泊客は、宿泊施設の形態に関わらず行政サービスを一定程度享受しており、公平性の観点から、現行制度を維持することが望ましい。

なお、現行制度は、税の公平の原則や、特別徴収義務者である宿泊事業者の徴

収事務の負担軽減の観点から、課税免除制度を導入していない。宿泊税導入後、県内の一部の事業者から課税免除に対する要望が寄せられているが、課税免除制度を導入する場合、課税免除の対象であるかどうかの確認作業など、特別徴収義務者である宿泊事業者に新たな事務負担が生じることとなる。税の公平の原則や、特別徴収義務者である宿泊事業者の徴収事務の負担軽減の観点から、引き続き課税免除は導入しないことが望ましい。

②免税点について、現行制度は、宿泊客が享受する行政サービスの受益の程度は宿泊料金にかかわらず同等であり、宿泊客は一定の担税力を有することから、設定しておらず、特別徴収義務者である宿泊事業者の負担も勘案し、引き続き免税点を設定しないことが望ましい。

③税率について、現行制度は、宿泊客が享受する行政サービスの受益の程度は宿泊料金にかかわらず同等であり、特別徴収義務者である宿泊事業者にとって簡素な制度であるべきことから、税率区分を設けず、一律の税率（200円）としている。また、現行の税率200円は、他の自治体と比較し、納税者にとって過重な負担ではないと考えられる。宿泊税収の回復を見込んでいる2023（R5）年度当初予算においては、税収と行政需要が大きく乖離しておらず、また宿泊税導入時の税収見込、行政需要見込と比べても大きく乖離していないことから、引き続き税率区分を設けず、一律の税率（200円）とすることが望ましい。

徴収事務の簡素化は課題であるものの、急激な解釈変更や頻繁な制度改正は宿泊者、宿泊事業者双方にとって望ましいものではなく、現時点において直ちに制度を変更しなければならない状態にあるとは言い難い。一方で、本委員会においても、「将来的には修学旅行を課税免除の対象とすかどうか検討すべき」といった意見が出ている。制度の見直しを行う際は、安定的な税収確保の観点からも、引き続き施行状況を注視しつつ、課税免除、税率区分、税額等を全体的に検討することが望ましい。

5 おわりに

本委員会では、福岡県宿泊税条例の施行状況について、現在の社会情勢や納税者である宿泊者、観光関連事業者等の声を聴きながら検証し、あるべき税制度について議論を進めてきた。

これまでの議論の結果、本委員会としては、

- ①条例施行から3年間、福岡県においては、福岡県観光振興指針のもと、宿泊税やコロナ臨時交付金を活用しながら、(1)受入環境の充実、(2)観光資源の魅力向上、(3)効果的な情報発信、(4)観光振興の体制強化、(5)市町村への財政的支援に取り組み、その事業成果については一定の評価ができること
- ②福岡県が引き続き観光振興に取り組むことは、地方創生の観点からも重要であり、観光振興施策を実施するための財源として、宿泊税は引き続き必要であること
- ③税制度に関しては、現時点において直ちに制度を変更しなければならない状態にあるとは言い難く、制度の変更によって生じる宿泊者と宿泊事業者双方の負担に配慮する必要があることから、現行の税制度を維持することが適当であること

の3点を提言する。

なお、本委員会において、「より効果的な観光振興施策の実施のためには、両政令市との協力が重要である」、「宿泊税が目的税であることを踏まえ、その活用状況についてより広く周知する必要がある」、「宿泊税導入から3年間は、コロナ禍に見舞われており、平常時のデータが得られなかったことから、経済が正常化した段階で再度検討すべき」、といった意見が出た。

これらの意見を踏まえ、

- ①北九州市、福岡市との実務協議を密に行うなど、更なる連携に向けた取組が必要であること
- ②宿泊税の活用状況について、より広く周知を行うこと
- ③引き続き観光の動向を見極めつつ、社会経済情勢が大きく変化し、宿泊税のあり方について検討を行う必要が生じた場合は、条例附則第6条に定めた5年間という期間を待たずに検討に入るなど、柔軟な対応を行うこと

の3点について付言したい。

福岡県には、本報告書の提言内容を踏まえ、宿泊税制度のあり方について検討を行い、効果的に活用していくことで、県全体、ひいては九州全体の観光活性化の原動力となっただけなく、心より期待する。

【参考】

○ 福岡県宿泊税検討委員会 委員名簿

(令和5年9月12日時点)

	氏名	所属
委員長	せいいち ともこ 勢一 智子	西南学院大学法学部 教授
副委員長	おおかた ゆうこ 大方 優子	九州産業大学地域共創学部観光学科 教授
委員	いのうえ よしひろ 井上 善博	福岡県旅館ホテル生活衛生同業組合 理事長
	さとう りょういち 佐藤 良一	公益社団法人福岡県観光連盟 専務理事
	またけ ゆういち 真武 祐一	一般社団法人福岡県旅行業協会 会長
	まつもと きょうこ 松本 恭子	福岡県商工会議所連合会 専務理事
	みなみ やすゆき 南 泰行	一般社団法人日本旅行業協会九州支部 支部長

○ 福岡県宿泊税検討委員会 開催実績

	開催日	議 題
第1回	令和5年5月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福岡県宿泊税検討委員会の概要・スケジュール ・ 宿泊税制度の概要と福岡県の観光を取り巻く状況について ・ 宿泊税条例の施行状況について ・ 税制度のあり方検討について
第2回	令和5年7月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「福岡県宿泊税検討委員会 報告書（素案）」について
第3回	令和5年9月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「福岡県宿泊税検討委員会 報告書（案）」に対するパブリックコメントの結果について ・ 「福岡県宿泊税検討委員会 報告書（案）」について

参考

宿泊事業者を対象とした宿泊税に関するアンケート調査結果

令和5年7月

福岡県

1 調査概要

(1) 調査目的

第1回福岡県宿泊税委員会における委員の意見を踏まえ、宿泊事業者が直面している課題や行政に求める支援、宿泊税の認知度や徴収事務の状況について把握するとともに、県が宿泊税を活用して実施した宿泊事業者の受入対応強化の取組に対する宿泊客の声を把握するもの。併せて、宿泊税を活用した事業に対する評価や認知度について把握することで、今後の観光施策の参考にするもの。

(2) 調査条件

対象者	北九州市と福岡市を除いた県内の特別徴収義務者593者（※）
対象期間	令和5年6月26日～令和5年7月14日

※北九州市内と福岡市内の宿泊事業者は、各市に宿泊税（県税分50円を含む）を納入しており、県が把握している特別徴収義務者は両政令市以外のため

(3) 回答状況

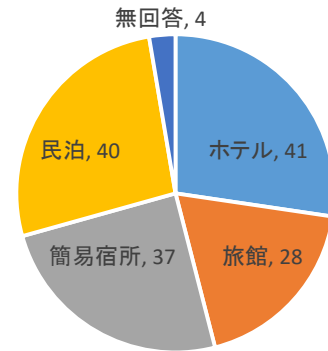
回答数	150者
回答率	25.3%

2 調査結果

問1 貴施設の種別について、当てはまるものに○をつけてください。
(N=150、選択は1つのみ)

	回答数	割合
ホテル	41	27.3%
旅館	28	18.7%
簡易宿所	37	24.7%
住宅宿泊事業法届出施設（民泊）	40	26.7%
無回答	4	2.7%

宿泊施設の種別(N=150)

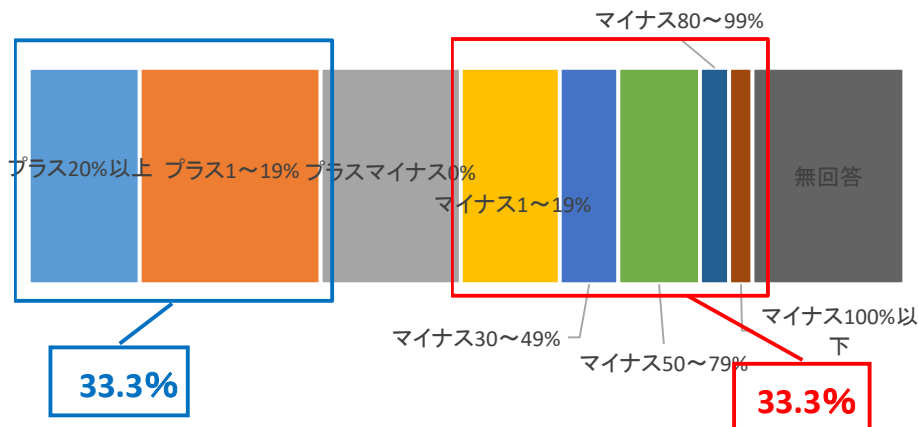


問2 2023年1月～5月の収益の実績・見込は、新型コロナウイルス感染症拡大前の2019年の1月～5月と比較してどのような状況ですか。当てはまるものに○をつけてください。

(N=150、選択は1つのみ)

	回答数	割合
プラス20%以上	19	12.7%
プラス1～19%	31	20.7%
プラスマイナス0%	24	16.0%
マイナス1～19%	17	11.3%
マイナス30～49%	10	6.7%
マイナス50～79%	14	9.3%
マイナス80～99%	5	3.3%
マイナス100%以下	4	2.7%
無回答	26	17.3%

2023年1月～5月の収益(N=150)



問3 問2でマイナスと回答された方にお伺いします。
マイナスの要因について、ご意見をお聞かせください。
(N=75、自由記述)

- 【主な意見（抜粋）】
- ・光熱水費や食料品の高騰
 - ・人員不足
 - ・インバウンドの減
 - ・人件費の高騰
 - ・修学旅行の減
 - ・ビジネス客の減

問4 経営状況の好転に必要な行政からの支援について、ご意見をお聞かせください。
(N=74、自由記述)

- 【主な意見（抜粋）】
- ・閑散期の宿泊助成
 - ・受入環境整備の支援
 - ・人員確保の支援
 - ・インバウンドの誘客促進
 - ・電気代に対する補助
 - ・宿泊客の多い福岡市以外の地域の支援

問5 福岡県では、宿泊税を活用して、以下の①～⑤のような様々な観光振興施策に取り組んでいます。それぞれの施策について、当てはまるものに○をつけてください。
(N=150、選択は1つのみ)

①【受入環境の充実】全ての旅行者が快適に旅行を楽しめる環境を整備

- (主な内容)
- ・宿泊事業者が行うバリアフリー化やトイレの洋式化などの施設改修、Wi-Fiやワーケーションの環境整備等を支援
 - ・宿泊業専門アドバイザー等による生産性向上に向けた伴走支援及び設備導入への支援
 - ・外国人観光客向け災害対応マニュアルの策定
 - ・飲食店のメニューの多言語化等を支援



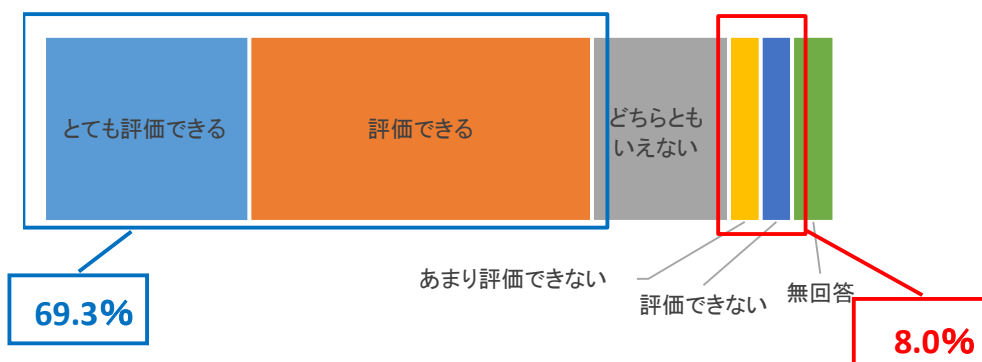
折りたたみ式の簡易スロープの設置



ロボット掃除機の導入（業務効率化）

	回答数	割合
とても評価できる	39	26.0%
評価できる	65	43.3%
どちらともいえない	26	17.3%
あまり評価できない	6	4.0%
評価できない	6	4.0%
無回答	8	5.3%

①受入環境の充実(N=150)



上記主な内容の「バリアフリー化やトイレの洋式化などの施設改修、Wi-Fiやワーケーションの環境整備等」や「生産性向上に向けた設備導入」を実際に行った方にお伺いします。事業実施後、当該整備に関する宿泊客の声・反応があればお聞かせください。

(N=41、自由記述)

【主な意見（抜粋）】

- ・風呂、トイレのバリアフリー化に関して大変好評。特にお風呂が良くなったことで、予約が増えたと感じる。
- ・ワーケーションの整備をしたところ、大変快適に仕事ができると好評。
- ・ワーケーション整備は、ターゲットにしている長期滞在客に好評。
- ・大浴場の混雑状況を可視化できるシステムを導入したところ、ゆっくりとくつろげるとのお声をいただいている。
- ・トイレの洋式化を実施したところ、足がしびれなくて良いとの声をいただいた。
- ・Wi-Fi環境の整備を実施したところ、外国人宿泊客の方から喜ばれている。

②【観光資源の魅力向上】食や歴史、文化等の福岡県ならではの魅力ある観光資源の発掘、磨き上げ、活用に取り組むとともに、サイクリングをはじめとしたアクティビティ、農林漁業体験等と観光を組み合わせた体験、交流、滞在型の観光振興を推進

(主な内容)

- 観光客の県内各地への周遊を促進するため、「食べる、遊ぶ、泊まる」を一体的に楽しめる本県の新なる「観光の核」となる地域づくりを推進
- 国内外からサイクリストを誘客するため、県内に10の広域モデルルートを設定し、路面標示や案内看板を整備するとともに、宿泊施設における自転車の保管場所等の整備を支援
- グリーンツーリズム（魅力あふれる農泊）の推進



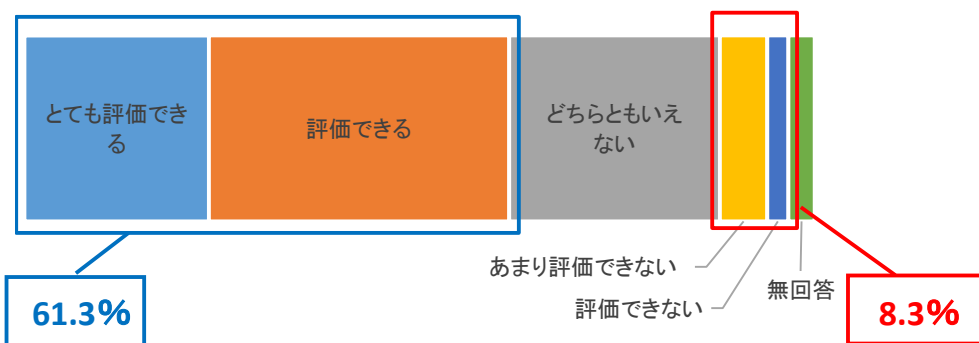
イカ王国筑前玄海イカフェア



サイクリストのための矢羽根型路面標示

	回答数	割合
とても評価できる	35	23.3%
評価できる	57	38.0%
どちらともいえない	40	26.7%
あまり評価できない	9	6.0%
評価できない	4	2.7%
無回答	5	3.3%

②観光資源の魅力向上(N=150)



③【効果的な情報発信】デジタル媒体を活用したプロモーションを推進するとともに、各地域と連携して造成した広域観光ルート等をターゲットに合わせて情報発信

(主な内容)

- ・首都圏等を対象に「福岡の避暑の旅」観光キャンペーンのプロモーションを実施
- ・県の観光情報サイト「クロスロードふくおか」の全面リニューアル
- ・多言語（日本語・英語・韓国語・中国語（簡体字・繁体字））サイト「VISIT FUKUOKA」や、SNSを活用した情報発信
- ・福岡・大分デスティネーションキャンペーン（DC※）に向けた取組を推進
- ・海外の旅行会社向けにメタバースを活用したオンラインでの観光説明会を実施

※デスティネーションキャンペーン…JR6社と地元自治体等が共同で実施する国内最大級の観光誘客キャンペーン



至福の旅! 大吉の旅! 福岡・大分
福岡・大分デスティネーションキャンペーン

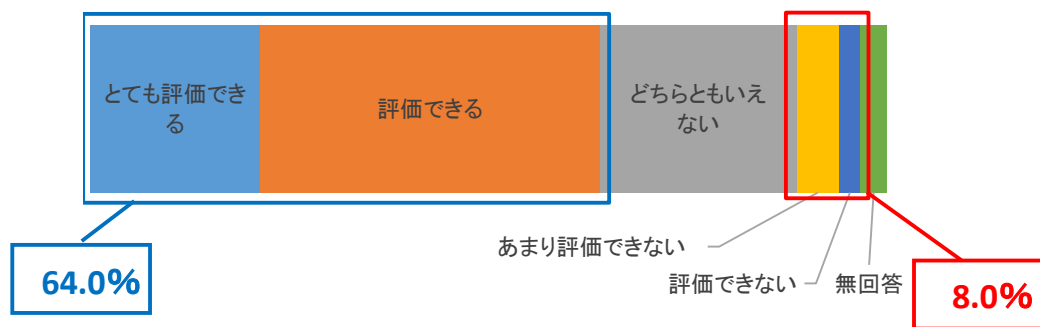


福岡・大分デスティネーションキャンペーンロゴマーク

メタバースを活用したオンライン観光説明会の様子

	回答数	割合
とても評価できる	32	21.3%
評価できる	64	42.7%
どちらともいえない	37	24.7%
あまり評価できない	8	5.3%
評価できない	4	2.7%
無回答	5	3.3%

③効果的な情報発信(N=150)



④【観光振興体制の強化】観光まちづくりに取り組む団体や観光関連事業者の人材育成、日本版DMO（※）登録を目指す観光協会等の機能強化を支援
 ※DMO…地域の多様な関係者を巻き込みつつ、データに基づく戦略策定等科学的アプローチを取り入れた観光地域づくりを行う舵取り役となる法人

（主な内容）

- 観光ボランティアガイドの育成や観光案内所スタッフの育成
- 県内宿泊施設や飲食店のおもてなし力を向上する研修を実施
- DMO本登録に向けた専門人材の育成や、ワンストップ支援窓口の設置



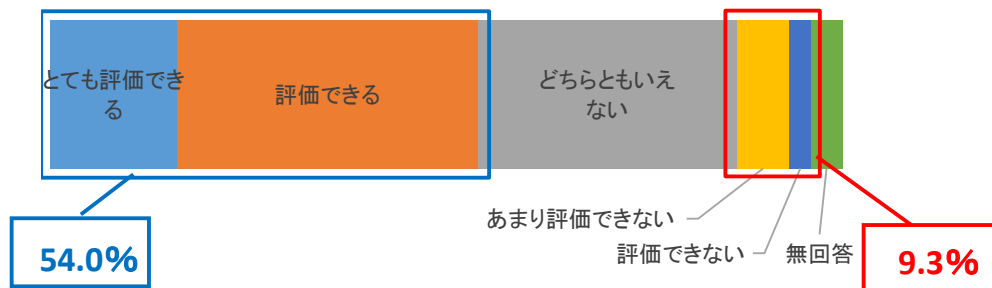
DMO本登録に向けた専門人材育成研修の様子



DMO登録要件等に関するワンストップ支援窓口の様子

	回答数	割合
とても評価できる	24	16.0%
評価できる	57	38.0%
どちらともいえない	49	32.7%
あまり評価できない	10	6.7%
評価できない	4	2.7%
無回答	6	4.0%

④観光振興体制の強化(N=150)



⑤【市町村への財政的支援】地域の実情を踏まえ、創意工夫を凝らした市町村の施策を支援するため、「福岡県宿泊税交付金」を交付

(主な内容)

- ・観光スポットのトイレ整備、駐車場整備、照明設備整備、Wi-Fi環境整備
- ・集客イベント・キャンペーン等の実施
- ・観光協会におけるインバウンド対応人材の活用



キャンプ場のトイレ整備



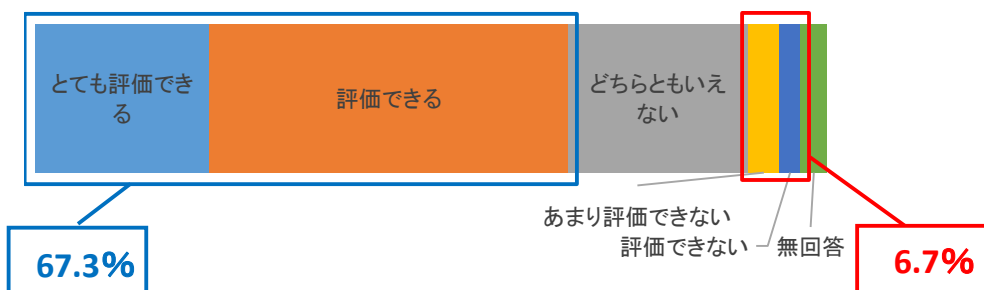
観光案内板の整備



観光スポットのWi-Fi環境整備

	回答数	割合
とても評価できる	33	22.0%
評価できる	68	45.3%
どちらともいえない	34	22.7%
あまり評価できない	6	4.0%
評価できない	4	2.7%
無回答	5	3.3%

⑤市町村への財政的支援(N=150)



問6 問5で回答いただいた観光施策（区分①～⑤）の中で、特に評価できると思う施策とその理由をお聞かせください。（N=70、自由記述。複数回答可）

区分	理由
①	<p>【主な意見（抜粋）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時代に即した環境整備をすることで、より良い受入ができるため。 ・施設の充実化により、利用者のニーズに見合ったサービスを提供できるため。 ・人手不足で大変な昨今、ロボット掃除機の導入は人手不足の解消になり良いと思う。 ・高齢化に伴い車いすも増えていくので、折りたたみ式の簡易スロープは良いと思う。
⑤	<p>【主な意見（抜粋）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県は政令市と小さな市町村では規模や観光振興の方向性が全く違う。各地の環境や実情に合った市町村独自の施策への支援が県全体の底上げにつながると思う。 ・市町村は現地を理解しており、現地に合わせた効果的な施策が期待できるため。 ・トイレやWi-Fi環境の整備は、福岡県全体のイメージアップにつながるため。
②	<p>【主な意見（抜粋）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県は有名な観光スポットが少ないので、昼間に遊べる体験プログラムの造成は他県との競争に必要。 ・最近の旅の傾向として体験を求められていることから、そこにしかない「食べる遊ぶ」は大変重要。

問7 問5で回答いただいた観光施策について、どの程度ご存知でしたか。当てはまるものに○をつけてください（N=150、選択は1つのみ）。

区分	施策の柱	県の観光施策	よく知っている	知っている	聞いたことがある	あまり知らない	知らない	無回答
①	受入環境の充実	宿泊事業者が行う受入対応強化や生産性向上の取組支援	20 13.3%	27 18.0%	29 19.3%	32 21.3%	26 17.3%	16 10.7%
		外国人観光客向け災害対応マニュアルの策定等の受入環境整備	8 5.3%	31 20.7%	35 23.3%	35 23.3%	25 16.7%	16 10.7%
②	観光資源の魅力向上	「食べる、遊ぶ、泊まる」を一体的に楽しめる新たな広域観光エリアづくり	4 2.7%	29 19.3%	30 20.0%	47 31.3%	25 16.7%	15 10.0%
		サイクルツーリズムの推進	7 4.7%	28 18.7%	34 22.7%	39 26.0%	26 17.3%	16 10.7%
③	効果的な情報発信	福岡・大分デスティネーションキャンペーン（DC）に向けた取組の推進	4 2.7%	9 6.0%	16 10.7%	54 36.0%	51 34.0%	16 10.7%
		インバウンド回復に向けたデジタルプロモーションの実施	1 0.7%	6 4.0%	28 18.7%	50 33.3%	49 32.7%	16 10.7%
④	観光振興体制の強化	県内各地域の観光を支える人材の育成	0 0.0%	10 6.7%	20 13.3%	64 42.7%	40 26.7%	16 10.7%
		観光団体のDMO（観光地域づくり法人）化	3 2.0%	14 9.3%	15 10.0%	60 40.0%	42 28.0%	16 10.7%
⑤	市町村への財政的支援	「福岡県宿泊税交付金」の市町村への交付	8 5.3%	27 18.0%	23 15.3%	40 26.7%	37 24.7%	15 10.0%

※赤字は回答数・割合が最も多いもの

問8 宿泊税を活用した取組に期待すること、今後取り組んでほしいことについて、ご意見をお聞かせください（N=71、自由記述）。

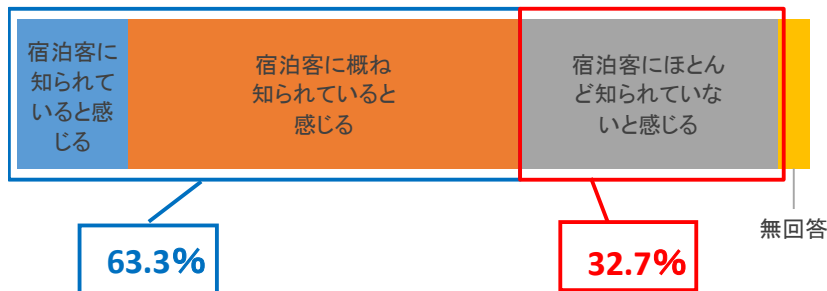
【主な意見（抜粋）】

- ・観光名所へのアクセス整備。例えば、世界遺産の宗像・沖ノ島と関連遺産群は、車がないとまわれない。直行バスなどの旅行者向けの交通を充実してほしい。
- ・福岡県内で新たなシンボルとなるような観光地の整備・強化。例えば、草津温泉の湯畑のような、エリアの名前と映像が一致するシンボルを1つか2つ選定して、宿泊税を集中的に投下してもらいたい。
- ・宿泊税を活用した事例を定期的に発信して認知度を上げることをしてほしい。
- ・福岡郊外の観光スポットを増やす取組をお願いしたい。
- ・人材を確保する施策に活用してほしい。
- ・福岡市内の宿泊需要だけが高まっており、インバウンドの宿泊先を広域的に支援してほしい。
- ・温泉街を散策して楽しめるような街づくりに活用してほしい。

問9 宿泊税に関する宿泊客の認知度について、当てはまるものに○をつけてください。（N=150、選択は1つのみ）

	回答数	割合
宿泊客に知られていると感じる	21	14.0%
宿泊客に概ね知られていると感じる	74	49.3%
宿泊客にほとんど知られていないと感じる	49	32.7%
無回答	6	4.0%

宿泊税に関する宿泊客の認知度(N=150)



〔主な広報媒体の一例〕



手荷物受取所での広告
(福岡空港)

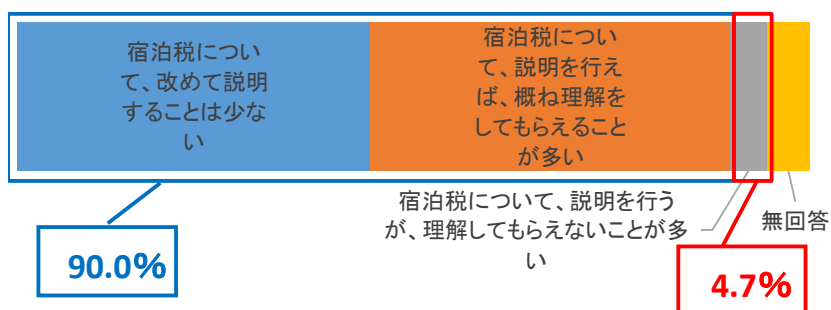


A4三つ折りーフレット
(県内宿泊施設へ配布)

問10 宿泊税に関する宿泊客の反応について、当てはまるものに○をつけてください。
(N=150、選択は1つのみ)

	回答数	割合
宿泊税について、改めて説明することは少ない	67	44.7%
宿泊税について、説明を行えば、概ね理解してもらえることが多い	68	45.3%
宿泊税について、説明を行うが、理解してもらえないことが多い	7	4.7%
無回答	8	5.3%

宿泊税に関する宿泊客の反応(N=150)



問11 徴収事務で苦勞していることについて、当てはまるものに○をつけてください。
(N=173、複数選択可)

	回答数	割合	割合(※)
宿泊税徴収に関する宿泊客とのトラブル	13	7.5%	8.7%
宿泊税納入申告書の作成・提出	49	28.3%	32.7%
県への宿泊税の払い込み手続き	37	21.4%	24.7%
特になし	60	34.7%	40.0%
無回答	14	8.1%	9.3%

※回答者数(150者)に対する割合

徴税事務で苦勞していること(N=173)



その他 (N=20、自由記述)

【主な意見(抜粋)】

- ・お客様から納得して頂けない場合、「申し訳ない」と言わなければならない。
- ・全ての県で宿泊税が課税されていないので、請求すると嫌な思いをさせることがある。
- ・実に面倒。止めて欲しい。
- ・ほとんどの宿泊の方が修学旅行での利用であるため、特に宿泊客とのトラブル等は今までにはない。
- ・宿代、宿泊税共にカード決済することが多いので、宿泊税に対してもカード手数料の負担が生じている点も考慮してもらえると助かる。

問12 問11の回答を選択した理由について、補足がございましたらご記入ください。
(N=38、自由記述)

【主な意見(抜粋)】

- ・小規模施設が宿泊客に宿泊税を請求すると嫌がられる。
- ・払い込みに行かないといけないため、時間を取られる。
- ・「宿泊税をカード決済に入れてほしい」との申し出の時、手数料負担が出る。
- ・銀行窓口で支払うのが手間なのでクレジット等への対応をお願いしたい。

- 問13 その他、宿泊税について、ご意見があればご記入ください。（広報ツール、納入方法、納期の特例制度 など）
（N=50、自由記述）

【主な意見（抜粋）】

- 宿泊税の用途について、分かりやすいリーフレットがあれば良いと思う。
- 宿泊税の活用について、もっと知る機会があれば良いと思う。
- 宿泊税をクレジットカードで支払う場合、クレジットカード会社に対する手数料は宿泊施設の負担。200円を180円にするなど手数料の負担軽減について検討してほしい。
- 1泊5千円以下の宿泊については、宿泊税を免除してほしい。このクラスの料金が対象になる宿泊客は200円に対してもシビアである。
- 実に面倒な手続きであり、廃止してほしい。
- 宿泊税納入方法を忘れた時、事務局の方に電話すると、丁寧に対応してもらった。
- 電子申告はできるが、銀行窓口まで行かないと振込ができないのは手間が大きい。
- ペイジーといった電子決済での納入を可能にしてほしい。